

2 配偶者等からの暴力についての意識

(1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)の周知度

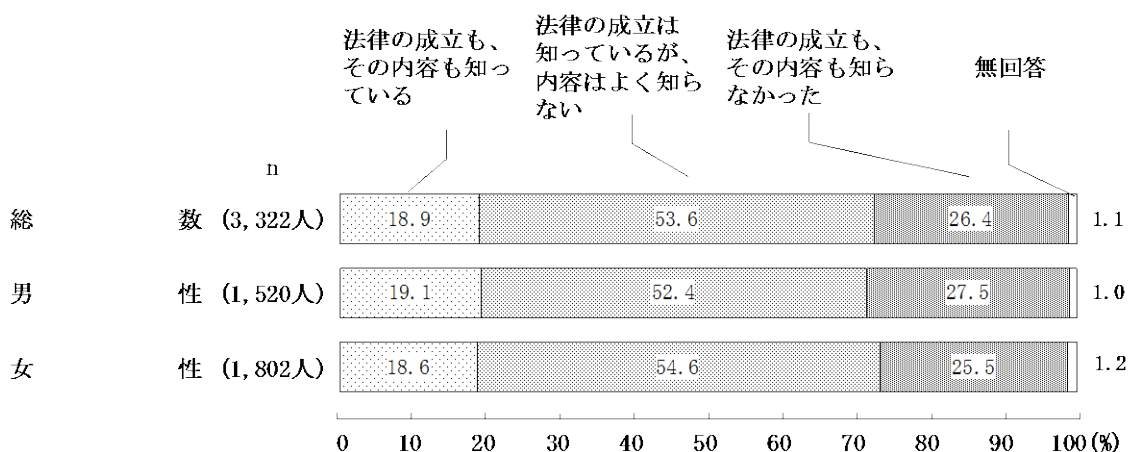
平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」)について、「法律の成立も、その内容も知っている」人(18.9%)は2割弱で、過半数が「法律の成立は知っているが、内容はよく知らない」(53.6%)と答えている(図2-1-1)。

「法律の成立も、その内容も知らなかった」という人は26.4%である。

男女別にみると(図2-1-1)、配偶者暴力防止法の周知度に男女差はみられない。

問4 平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました。この法律では、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることとなっています。あなたはこのことを知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

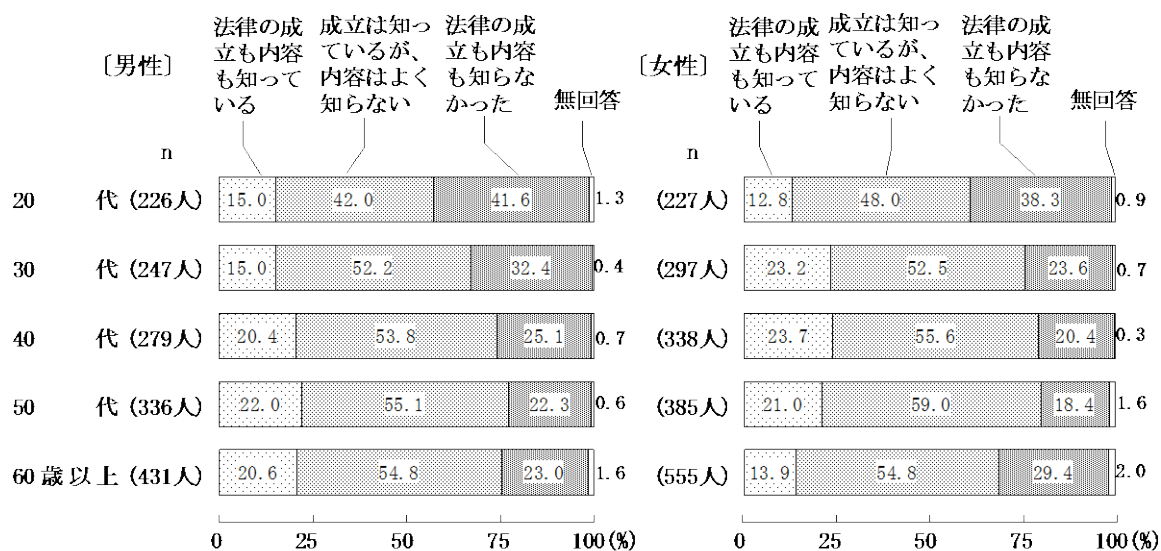
図2-1-1 配偶者暴力防止法の周知度



性・年齢別にみると（図2-1-2）、男性では40代以上、女性では30代から50代の年齢層で、「法律の成立も、その内容も知っている」という人が2割を上回っている。

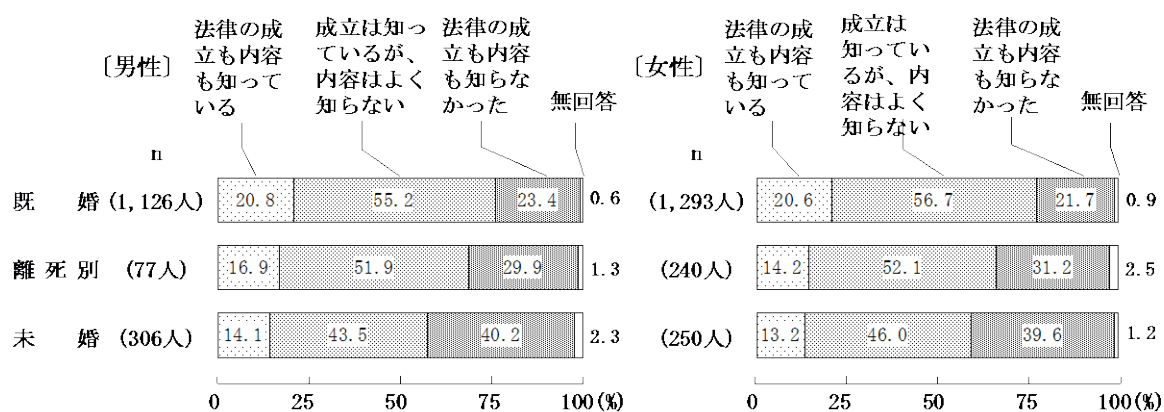
一方、男女とも20代では「法律の成立も、その内容も知らなかった」（男性41.6%、女性38.3%）という人が4割前後と多く、男性の30代でもほぼ3人に1人（32.4%）が「知らなかった」と答えている。

図2-1-2 配偶者暴力防止法の周知度（性・年齢別）



さらに、性・未既婚別にみると（図2-1-3）、男女とも既婚者では「法律の成立も、その内容も知っている」（男性20.8%、女性20.6%）という人が2割で、「法律の成立も、その内容も知らなかった」人（同23.4%、21.7%）は2割強である。一方、若年層の多い未婚者では「法律の成立も、その内容も知らなかった」（同40.2%、39.6%）という人が男女とも4割程度と、既婚者や離死別者よりも多くなっている。

図2-1-3 配偶者暴力防止法の周知度（性・未既婚別）



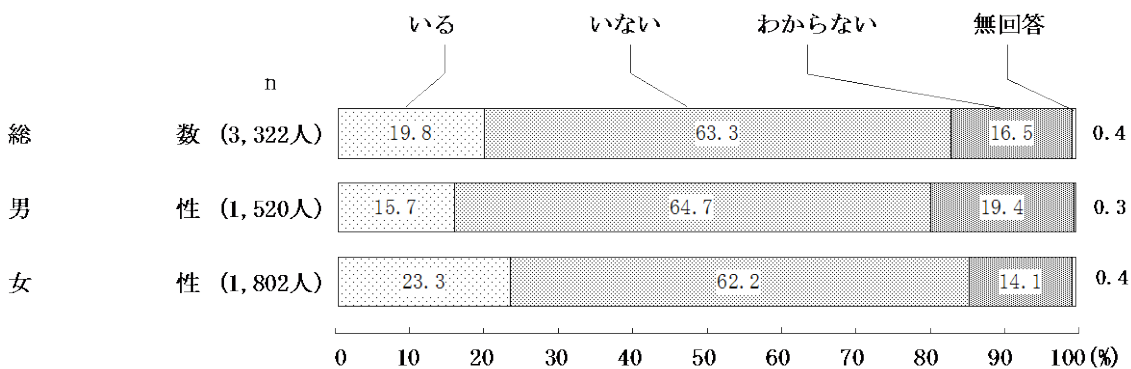
(2) 身近な人の中での配偶者暴力被害者の有無

家族、親戚、友人、知人など身近な人の中で、現在や過去に配偶者から身体に対する暴行を受けたことのある人が「いる」と答えた人は19.8%である(図2-2-1)。

男女別にみると(図2-2-1)、身近に配偶者暴力の被害者が「いる」(男性15.7%、女性23.3%)という人は女性で2割を上回り、男性より8ポイント多くなっている。

問5 あなたの家族、親戚、友人、知人など身近な人の中で、配偶者からなぐる、けるなどの身体に対する暴行をうけている人、もしくは過去にうけていた人はいますか。あてはまる番号に○をつけてください。(○は1つ)

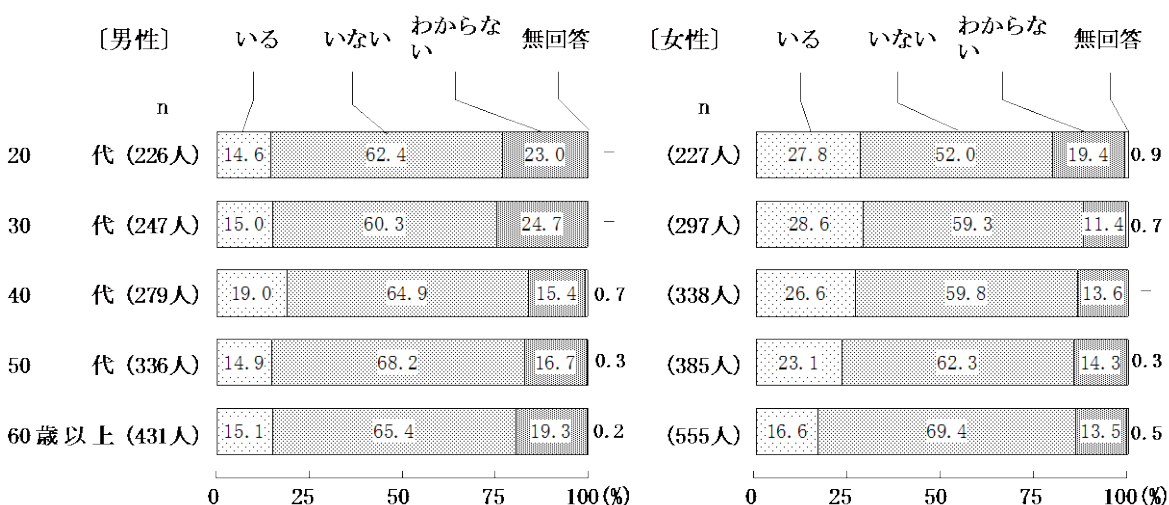
図2-2-1 身近な人の中での配偶者暴力被害者の有無



性・年齢別にみると(図2-2-2)、女性での20代から40代までの年齢層の3割弱が、身近な人の中に配偶者暴力被害者が「いる」と答えている。

一方、男性では40代で「いる」という人が19.0%と、他の年齢層よりやや多くなっている。

図2-2-2 身近な人の中での配偶者暴力被害者の有無(性・年齢別)



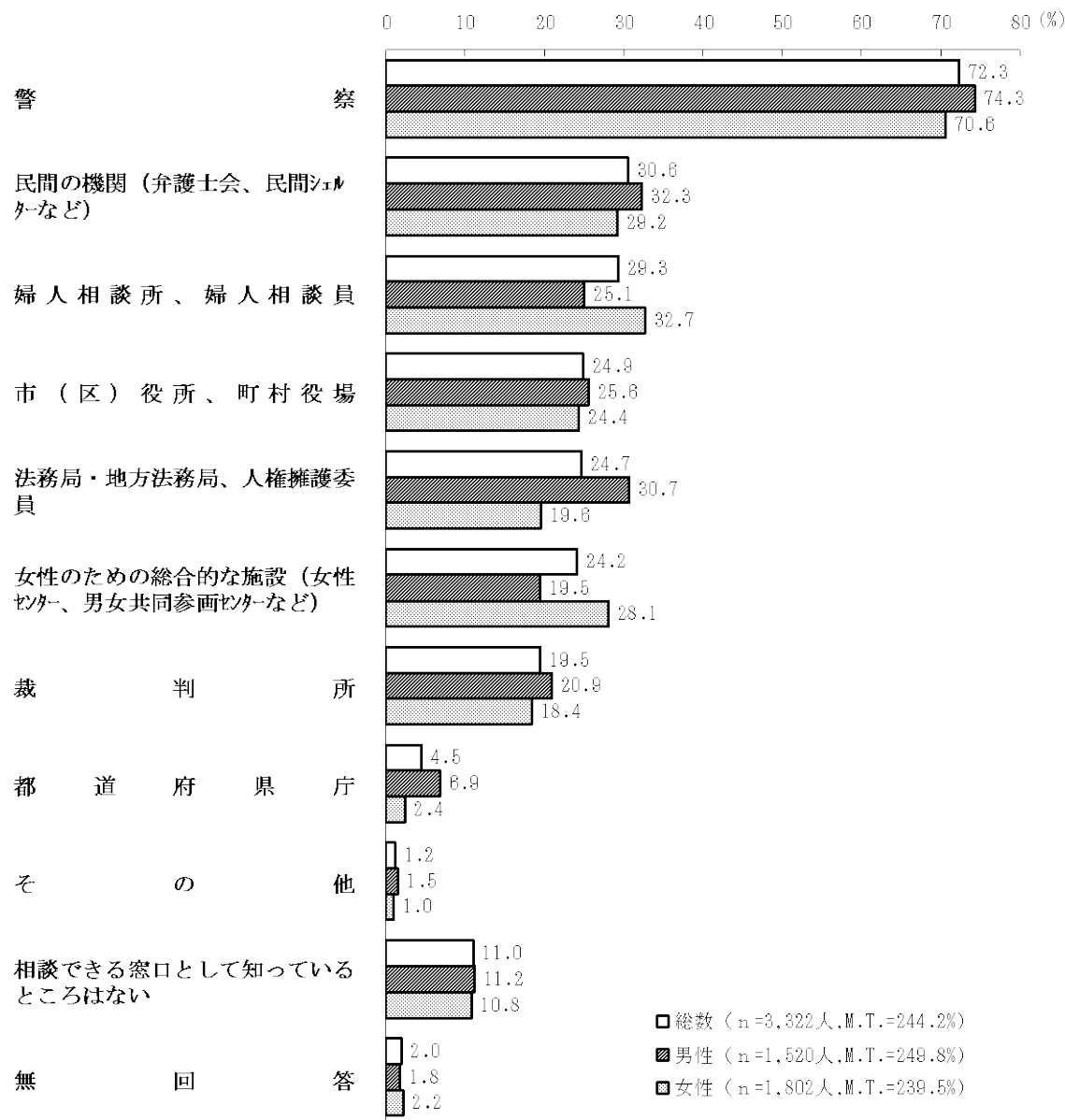
(3) 相談窓口の周知

配偶者からの暴力についての相談窓口として知っているものとしては(図2-3-1)、「警察」が72.3%で際立って多くあげられ、以下「民間の機関(弁護士会、民間シェルターなど)」(30.6%)、「婦人相談所、婦人相談員」(29.3%)、「市(区)役所、町村役場」(24.9%)、「法務局・地方法務局、人権擁護委員」(24.7%)、「女性のための総合的な施設(女性センター、男女共同参画センターなど)」(24.2%)、「裁判所」(19.5%)の順となっている。

男女別にみると(図2-3-1)、「婦人相談所、婦人相談員」(男性25.1%、女性32.7%)と「女性のための総合的な施設」(同19.5%、28.1%)が男性より女性に、「法務局・地方法務局、人権擁護委員」(同30.7%、19.6%)は女性より男性に、それぞれ多くあげられている。

問6 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。次の中から、知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

図2-3-1 相談窓口の周知



性・年齢別にみると（図2-3-2）、「警察」は、男女ともすべての年齢層で最も多くあげられており、女性では若年層ほど多くあげられる傾向がある。

「法務局・地方法務局、人権擁護委員」は、男女とも高年齢層ほど多くあげられており、特に男性の60歳以上（46.2%）では5割近くになっている。

「相談できる窓口として知っているところはない」という人は、男性の20代で19.0%と、他の性・年齢層より多くなっている。

さらに、性・配偶者暴力防止法の周知度別にみると（図2-3-3）、男女とも配偶者暴力防止法の成立も内容も知っている人では、「警察」（男性79.7%、女性81.8%）をほぼ8割があげ、次いで男性では「民間の機関」（48.8%）と「法務局・地方法務局、人権擁護委員」（47.8%）が5割弱、「婦人相談所、婦人相談員」（40.2%）と「女性のための総合的な施設」（39.2%）がほぼ4割で続いている。

一方、女性では「女性のための総合的な施設」（48.8%）、「婦人相談所、婦人相談員」（45.5%）、「民間の機関」（44.0%）が、それぞれ4割台で続いている。

法律の成立は知っているが内容は知らないという男性では、「警察」（76.4%）の8割弱に次いで、「法務局・地方法務局、人権擁護委員」（32.2%）、「民間の機関」（31.9%）、「市（区）役所、町村役場」（26.8%）、「婦人相談所、婦人相談員」（25.3%）が3割前後で続いている。

一方、女性では、「警察」（71.5%）が7割強あげられ、以下「婦人相談所、婦人相談員」（35.2%）、「民間の機関」（31.1%）、「女性のための総合的な施設」（27.3%）、「市（区）役所、町村役場」（25.5%）、「法務局・地方法務局、人権擁護委員」（21.4%）の順となっている。

一方、配偶者暴力防止法の成立も内容も知らなかった人でも、男女とも「警察」（男性67.7%、女性62.6%）は6割以上があげているが、他の相談窓口については1～2割強にとどまり、「相談できる窓口として知っているところはない」（同19.9%、20.2%）と答えた人が2割いる。

図2-3-2 相談窓口の周知（性・年齢別）

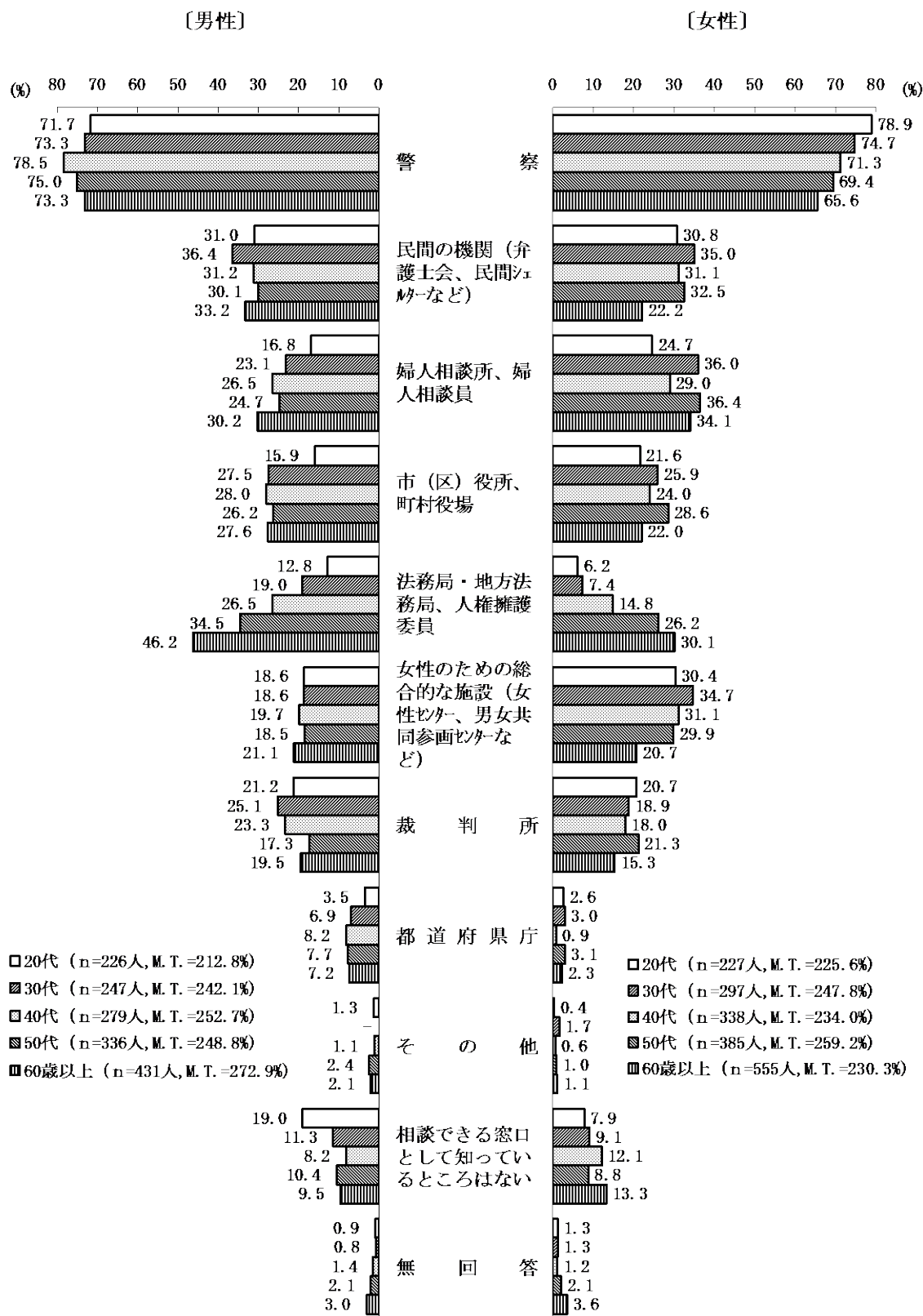
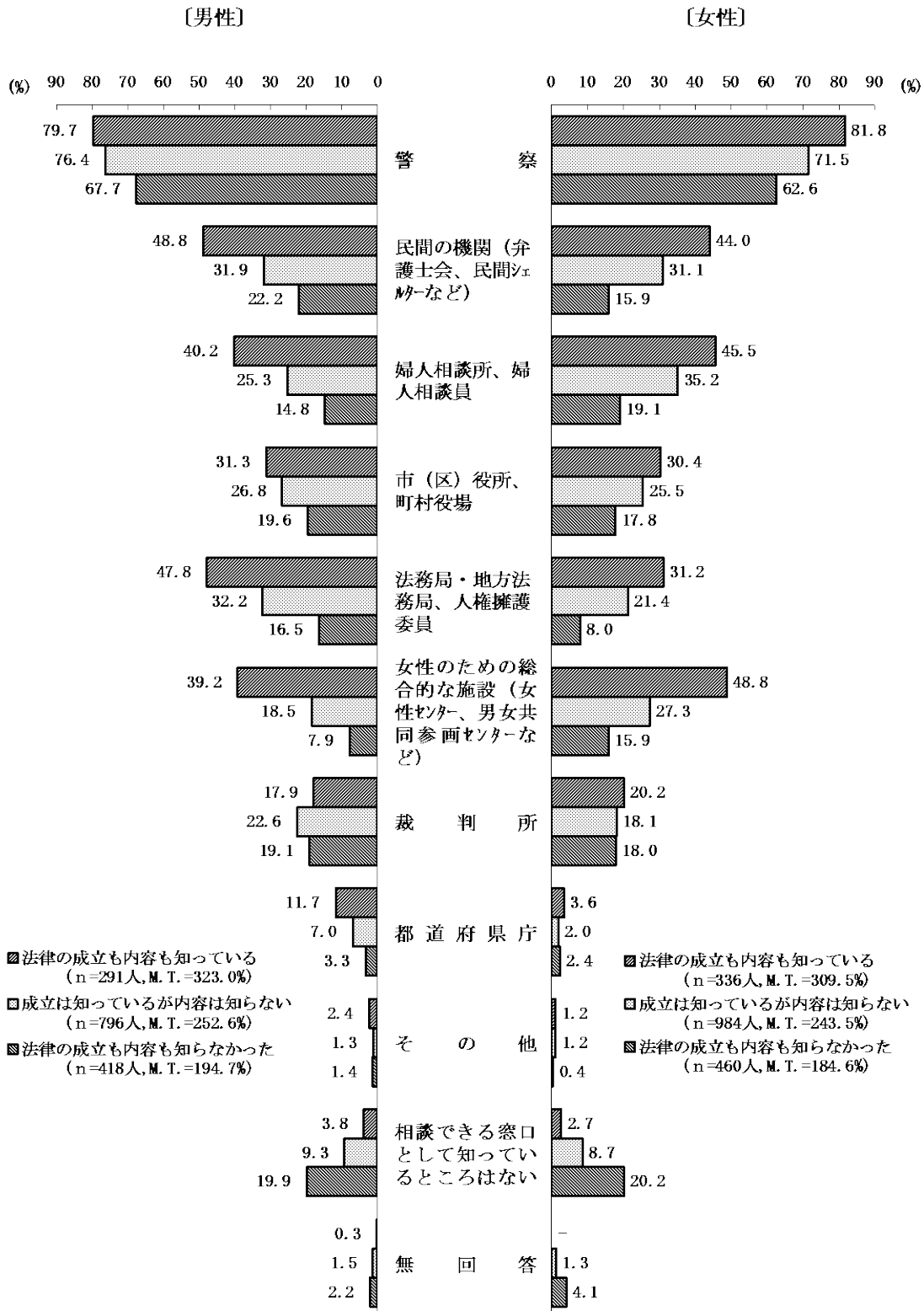


図 2-3-3 相談窓口の周知（性・配偶者暴力防止法の周知度別）



(4) 夫婦間暴力と認識される行為

16項目の行為をあげて、それが夫婦間で行われた場合に「暴力」にあたると思うかの意識を聞いた(図2-4-1)。

「どんな場合でも暴力にあたると思う」という考える人が多いのは、“身体を傷つける可能性のある物でなぐる”(92.9%)と“刃物などを突きつけて、おどす”(92.1%)、“突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする”(89.3%)、“骨折させる”(86.8%)などで、9割前後の人が『暴力にあたる』と認識している。

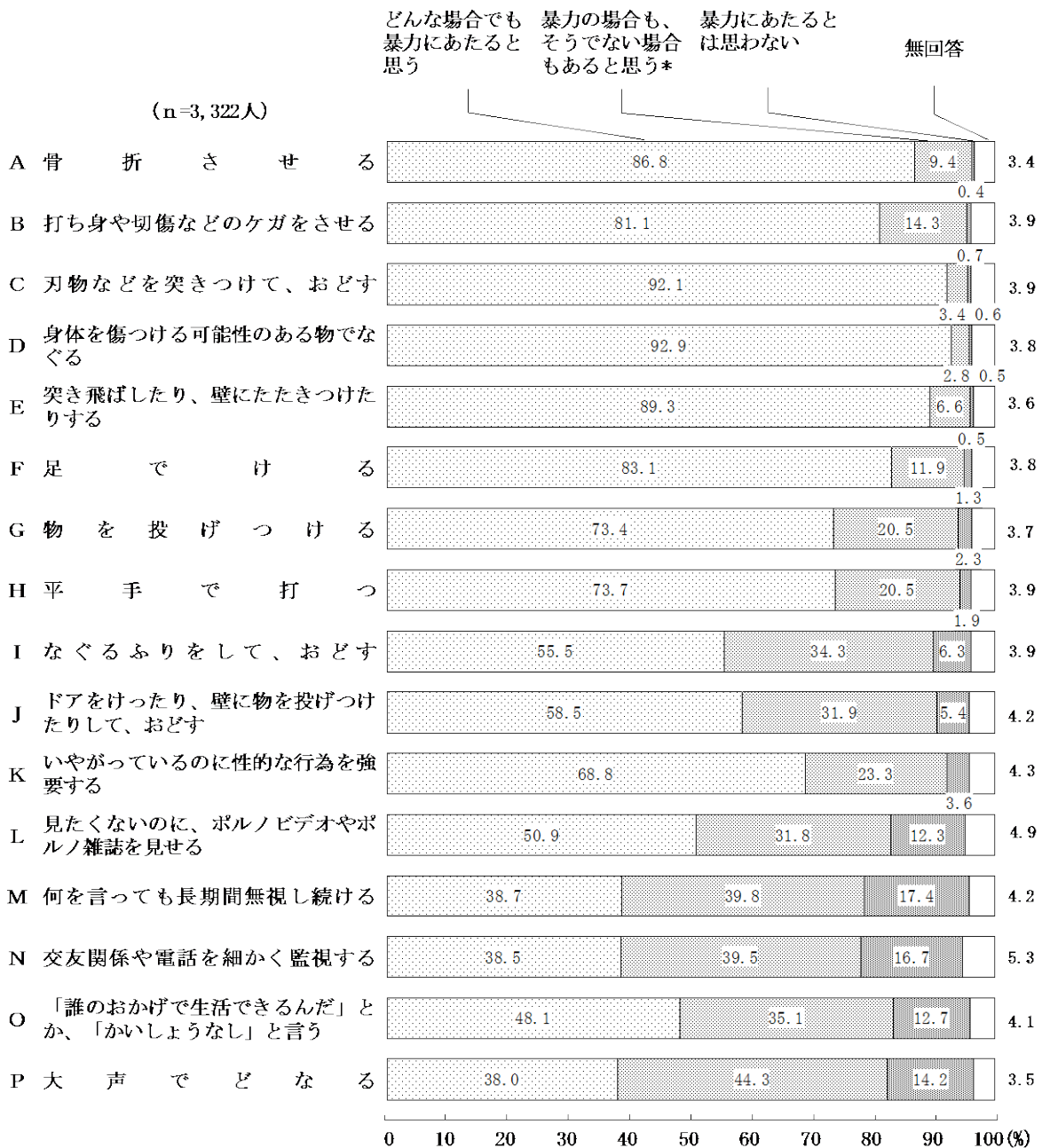
また、“足でける”(83.1%)と“打ち身や切傷などのケガをさせる”(81.1%)は8割強、“平手で打つ”(73.7%)、“物を投げつける”(73.4%)、“いやがっているのに性的な行為を強要する”(68.8%)は7割前後が、それぞれ「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考えている。

これに対して、「暴力にあたるとは思わない」と考える人が比較的多かったのは、“何を言っても長期間無視し続ける”(17.4%)と“交友関係や電話を細かく監視する”(16.7%)で、2割弱が暴力であるという認識を持っていない。

“大声でどなる”については、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」という人が44.3%と、「どんな場合でも暴力にあたると思う」(38.0%)という人の割合を上回っている。

問7 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。AからPのそれぞれについて、1から3のうちあなたの考えに近い番号に○をつけてください。
(○はそれぞれ1つつつ)

図2-4-1 夫婦間暴力と認識される行為



*暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う

男女別にみると（図2-4-2）、いずれの行為についても暴力としての認識に大きな男女差はみられないが、“ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす”と“大声でどなる”は、「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が、男性（「ドア」55.7%、「大声」34.0%）より女性（同60.8%、41.5%）に多く、暴力としての認識が強くなっている。

平成11年度「男女間における暴力に関する調査」と共通する11項目を比較すると（図2-4-3）、いずれの行為についても暴力としての認識は今回調査の方が強くなっているが、特に“平手で打つ”は「どんな場合でも暴力にあたると思う」人が男性（平成11年度58.5%→今回74.1%）で16ポイント、女性（同53.4%→73.4%）で20ポイント増加している。

また、“なぐるふりをして、おどす”“いやがっているのに性的な行為を強要する”“見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる”“交友関係や電話を細かく監視する”“「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う”“大声でどなる”といった項目は、暴力として認識する人が平成11年度調査より10ポイント前後増加している。

図2-4-2 夫婦間暴力と認識される行為（男女別）

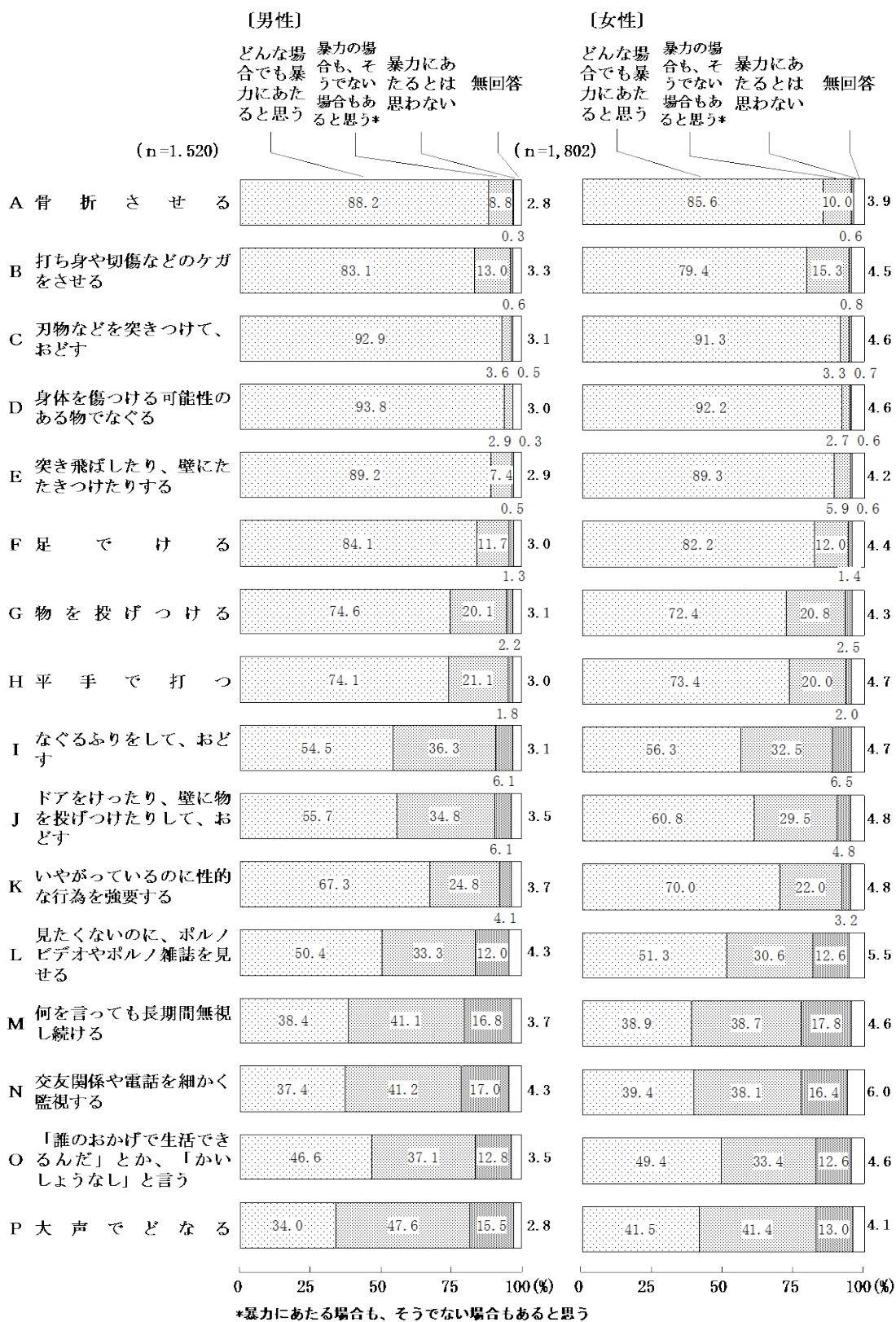
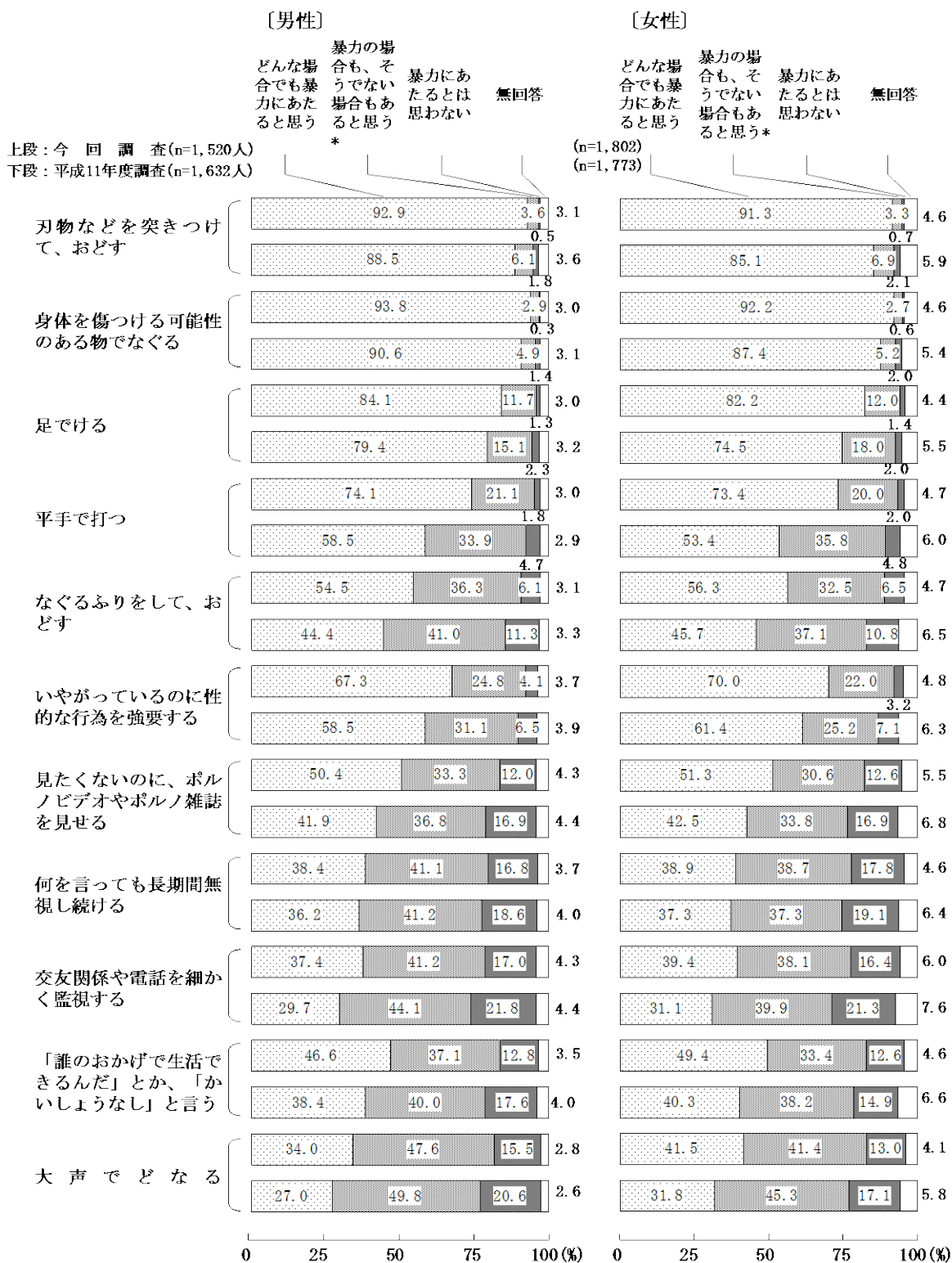


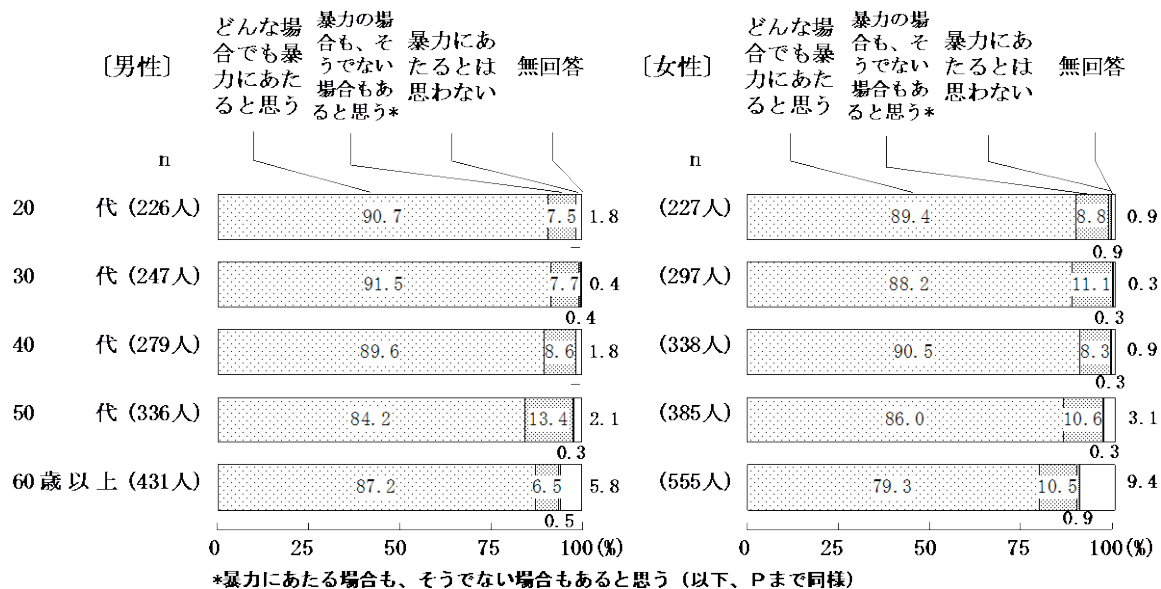
図2-4-3 夫婦間暴力と認識される行為 - 平成11年度調査との比較 (男女別)



*暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う

各項目について性・年齢別にみると、まず、「骨折させる」については（図2-4-4）、いずれの性・年齢層でも「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が多数を占めているが、50代の男性で「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」（13.4%）が1割強と、やや多くなっている。

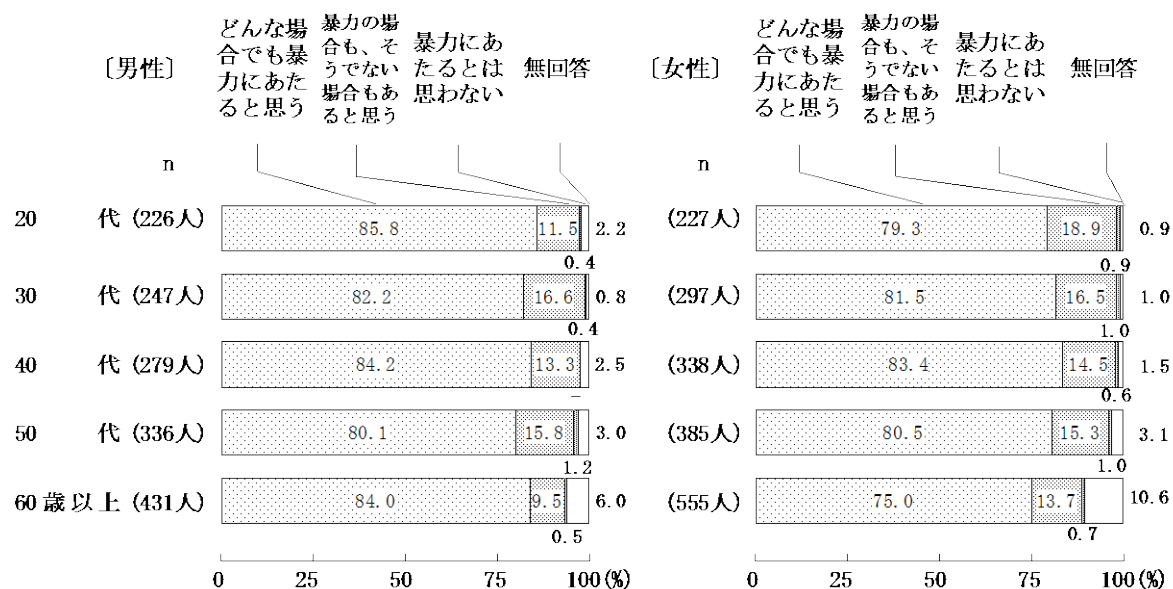
図2-4-4 夫婦間暴力と認識される行為—“骨折させる”（性・年齢別）



“打ち身や切り傷などのケガをさせる”（図2-4-5）も、いずれの性・年齢層でも「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が多数を占めているが、20代（男性85.8%、女性79.3%）と60歳以上の年齢層（同84.0%、75.0%）では、暴力であると認識する男性が女性をやや上回っている。特に、20代の女性では、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」（18.9%）という人がほぼ2割と、暴力としての認識が他の性・年齢層よりやや低くなっている。

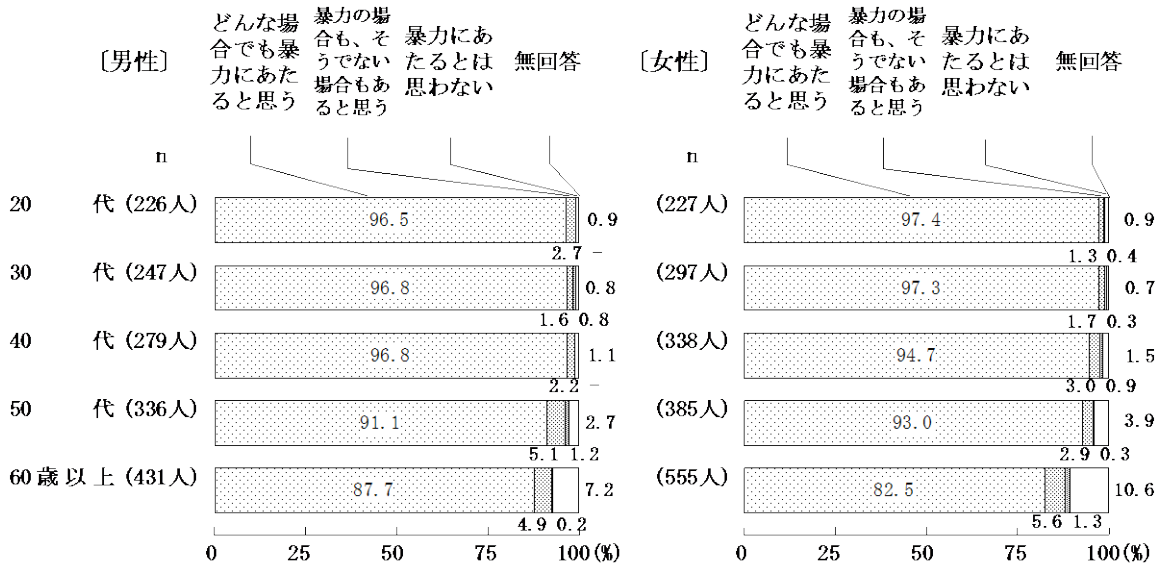
図2-4-5 夫婦間暴力と認識される行為—“打ち身や切り傷などのケガをさせる”

（性・年齢別）



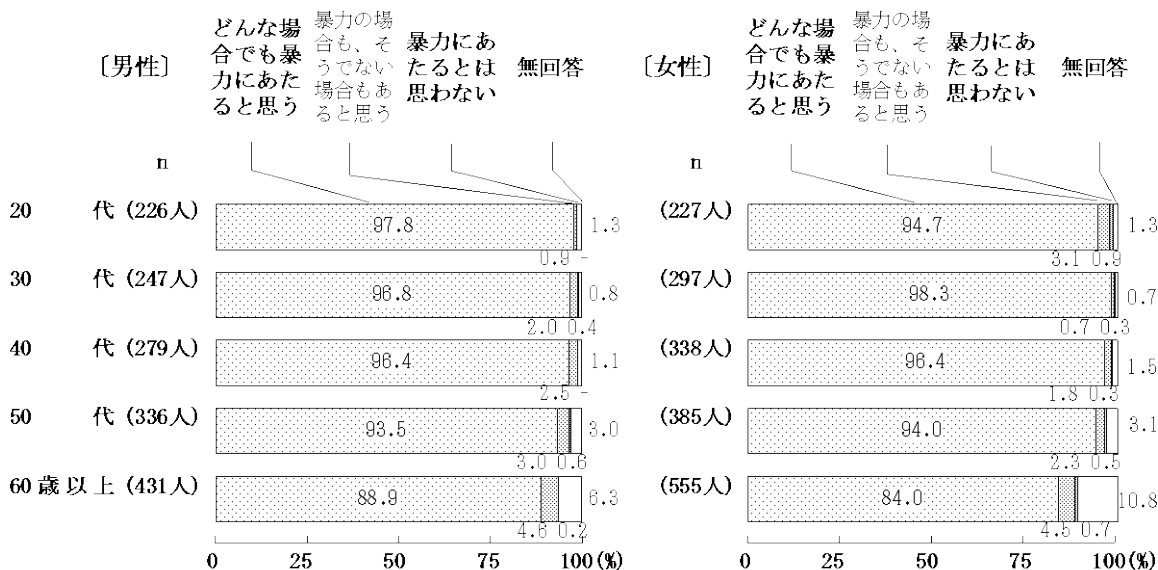
“刃物などを突きつけて、おどす” ことについても（図2-4-6）、男女ともすべての年齢層で暴力としての認識が強くなっており、特に40代までの男性と30代までの女性では、全数近い人が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えている。

図2-4-6 夫婦間暴力と認識される行為— “刃物などを突きつけて、おどす”
(性・年齢別)



“身体を傷つける可能性のある物でなぐる” も（図2-4-7）、男女ともすべての年齢層で、多数が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と認識している。

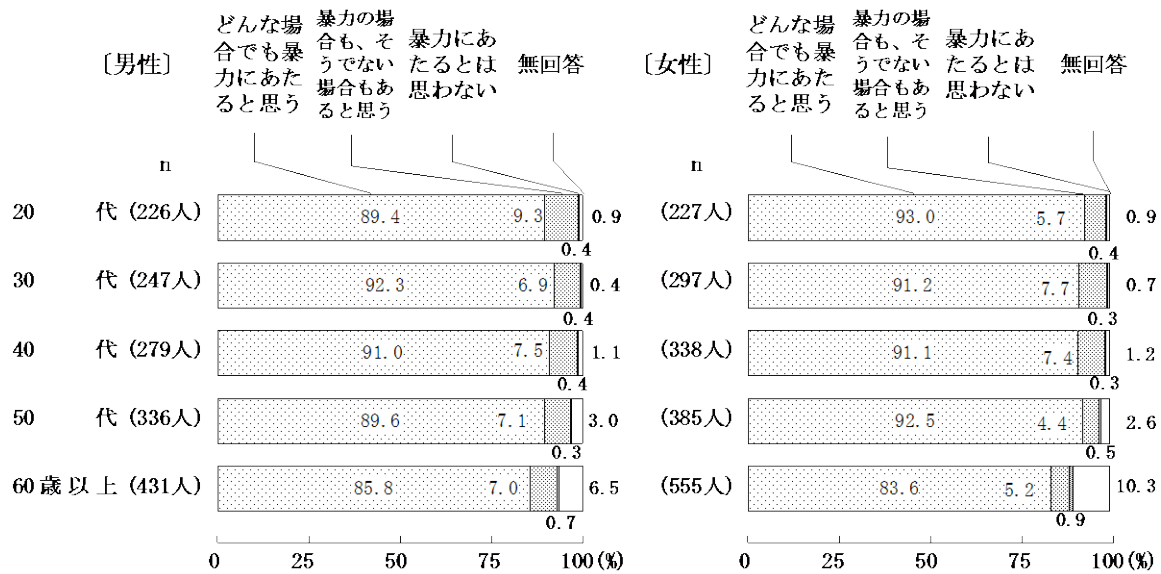
図2-4-7 夫婦間暴力と認識される行為— “身体を傷つける可能性のある物でなぐる”
(性・年齢別)



“突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする”は(図2-4-8)、男女とも50代までの年齢層で9割前後が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えている。

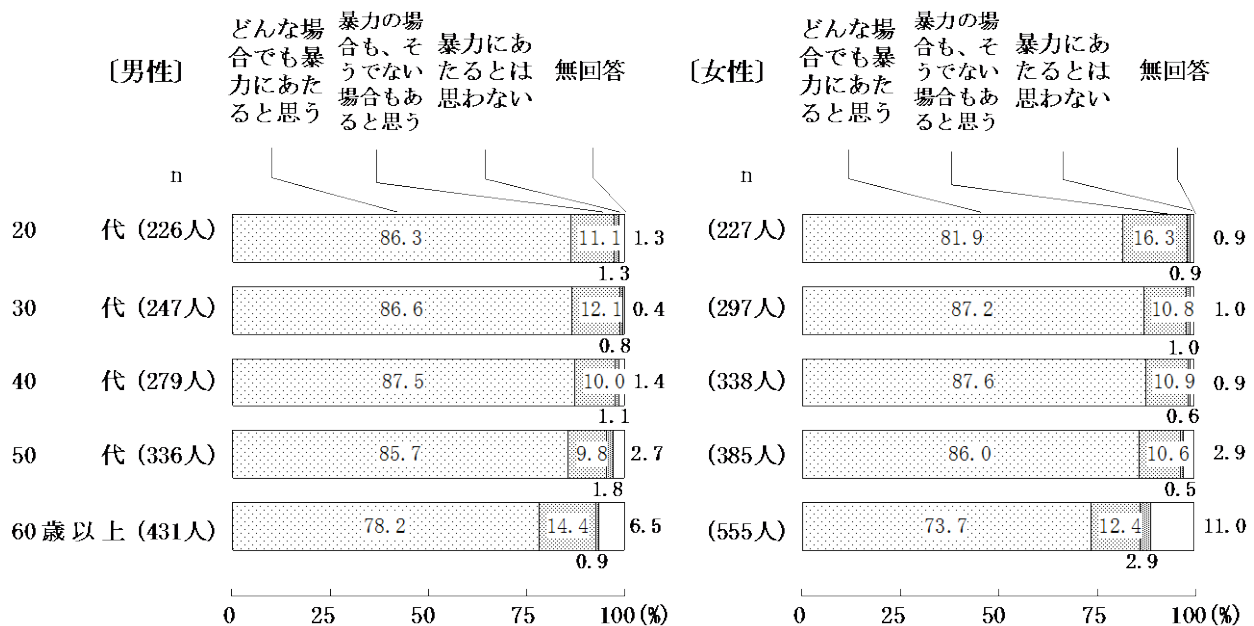
図2-4-8 夫婦間暴力と認識される行為—“突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする”

(性・年齢別)



“足でける”は(図2-4-9)、男女ともいずれの年齢層でも「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が7~9割弱と多数を占めるが、20代の女性で「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」(16.3%)という人が2割弱と、他の性・年齢層よりやや多くなっている。

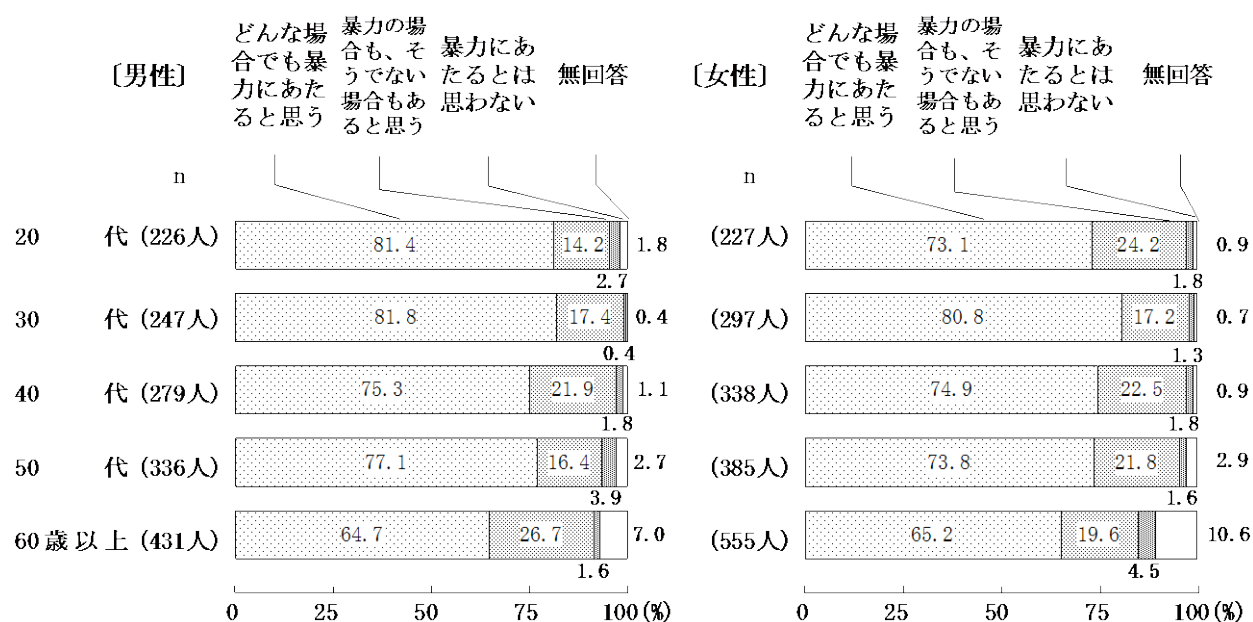
図2-4-9 夫婦間暴力と認識される行為—“足でける”(性・年齢別)



“物を投げつける”ことは（図2-4-10）、男性では若年層ほど「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答える人が多く、20～30代では8割強（20代81.4%、30代81.8%）が暴力であると認識している。これに対して、60歳以上の男性で「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人は64.7%で、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」（26.7%）という人が3割近くになっている。

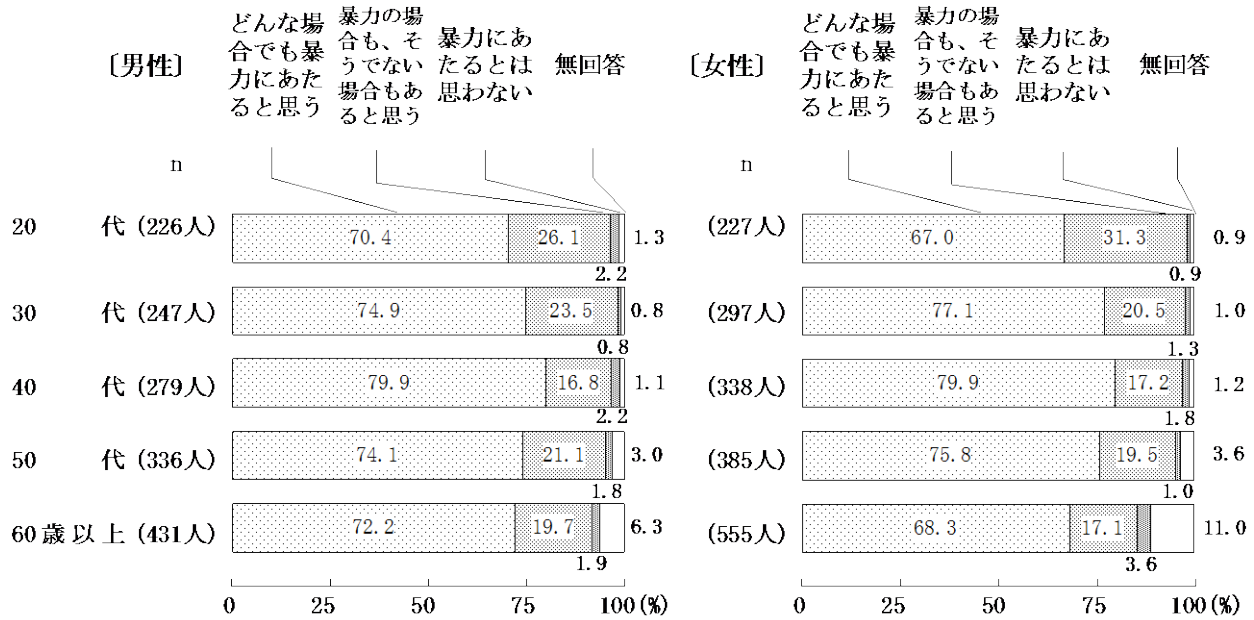
一方、女性も30代は、8割が「どんな場合でも暴力にあたると思う」（80.8%）と考えているが、20代では7割強（73.1%）とやや認識が低くなり、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」（24.2%）という人が4人に1人となっている。

図2-4-10 夫婦間暴力と認識される行為－“物を投げつける”（性・年齢別）



“平手で打つ”は（図2-4-11）、男女ともすべての年齢層で「どんな場合でも暴力にあたると思う」人が7～8割弱と多数を占めているが、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人が若年層ほどやや多くなる傾向があり、女性の20代では31.3%である。

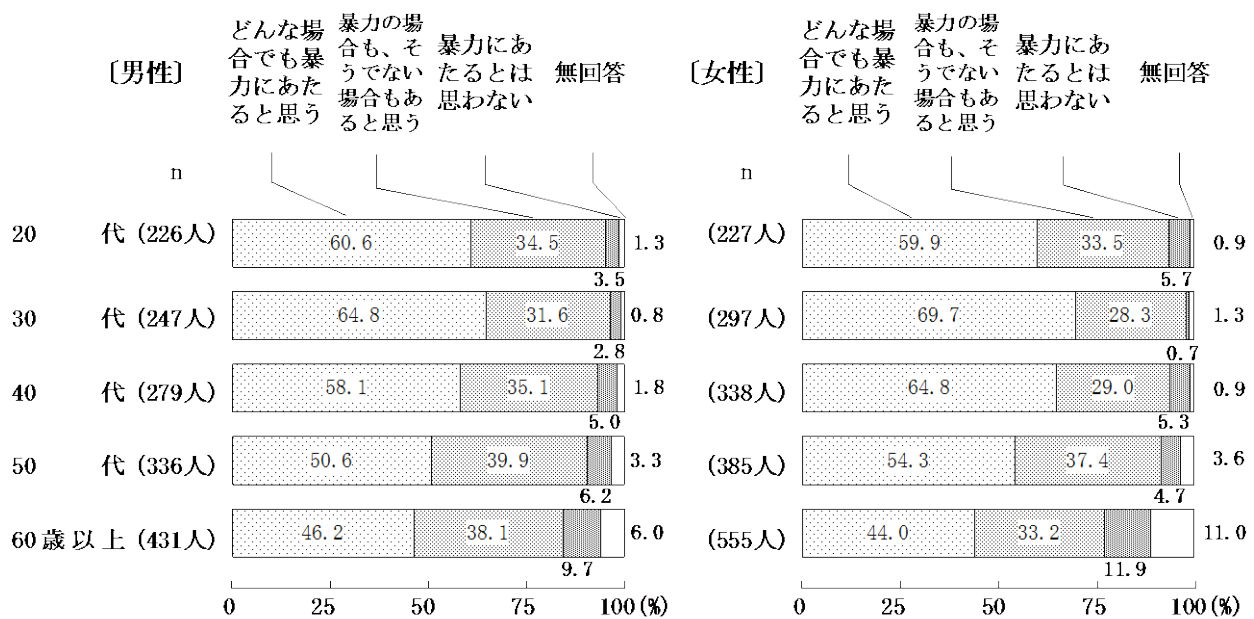
図2-4-11 夫婦間暴力と認識される行為—“平手で打つ”（性・年齢別）



“なぐるふりをして、おどす”ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人は、男女とも30代（男性64.8%、女性69.7%）で6割台と最も多くなっているが、いずれの性・年齢層でも「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」という人が3～4割前後となっている（図2-4-12）。

また、男女とも60歳以上の年齢層では、1割前後が「暴力にあたるとは思わない」（男性9.7%、女性11.9%）と答えている。

図2-4-12 夫婦間暴力と認識される行為—“なぐるふりをして、おどす”（性・年齢別）

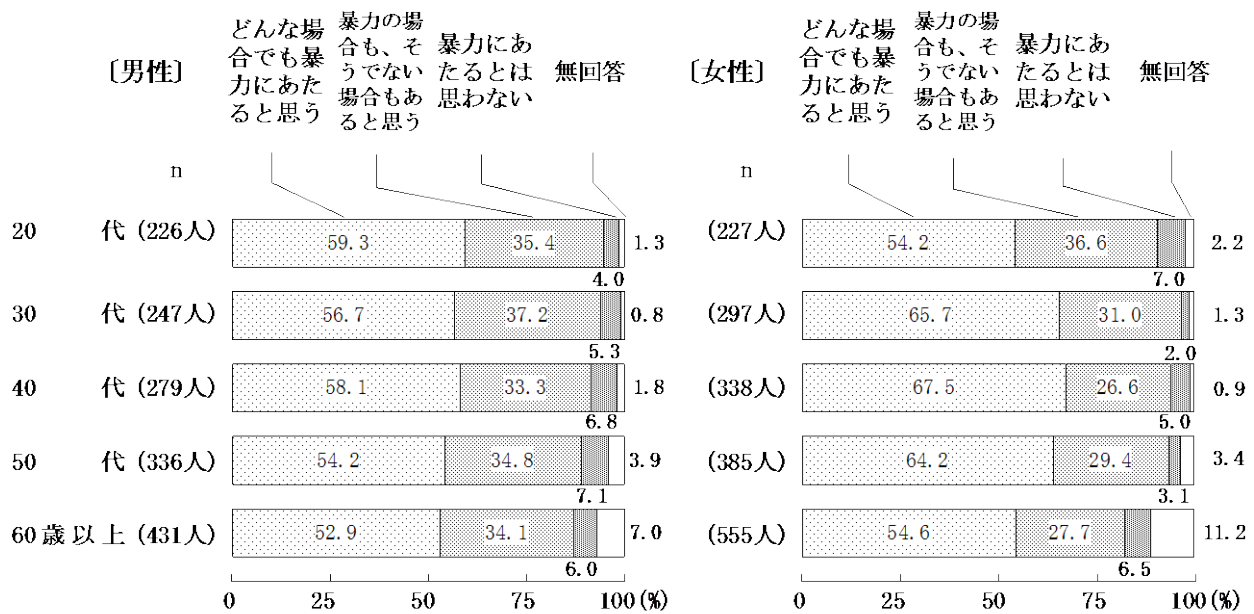


“ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす”は(図2-4-13)、30代から50代で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人の割合に男女差がみられ、女性が男性を9~10ポイント上回っている。一方、20代で「どんな場合でも暴力にあたると思う」(男性59.3%、女性54.2%)と答えた人は、女性より男性に多くなっている。

「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」と考える人は、男性のすべての年齢層と女性の30代までで3割台である。

図2-4-13 夫婦間暴力と認識される行為

— “ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす” (性・年齢別)

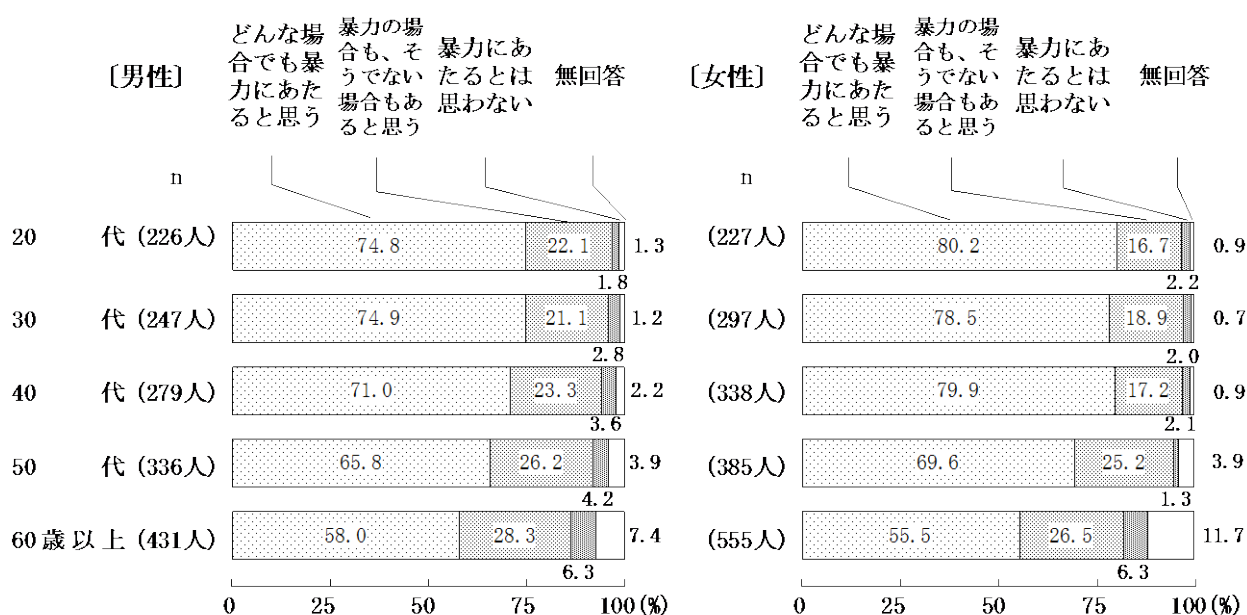


“いやがっているのに性的な行為を強要する”こと（図2-4-14）を、「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人は、男女とも若年層に多く、特に女性の40代までの年齢層では8割前後となっている。

これに対して、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」という人は、男女とも高年齢層ほどやや多くなる傾向があり、60歳以上（男性28.3%、女性26.5%）では3割弱である。この年齢層では、「暴力にあたるとは思わない」と考える人が男女とも6.3%で、他の性・年齢層よりやや多く、暴力としての認識が低くなっている。

図2-4-14 夫婦間暴力と認識される行為

— “いやがっているのに性的な行為を強要する”（性・年齢別）

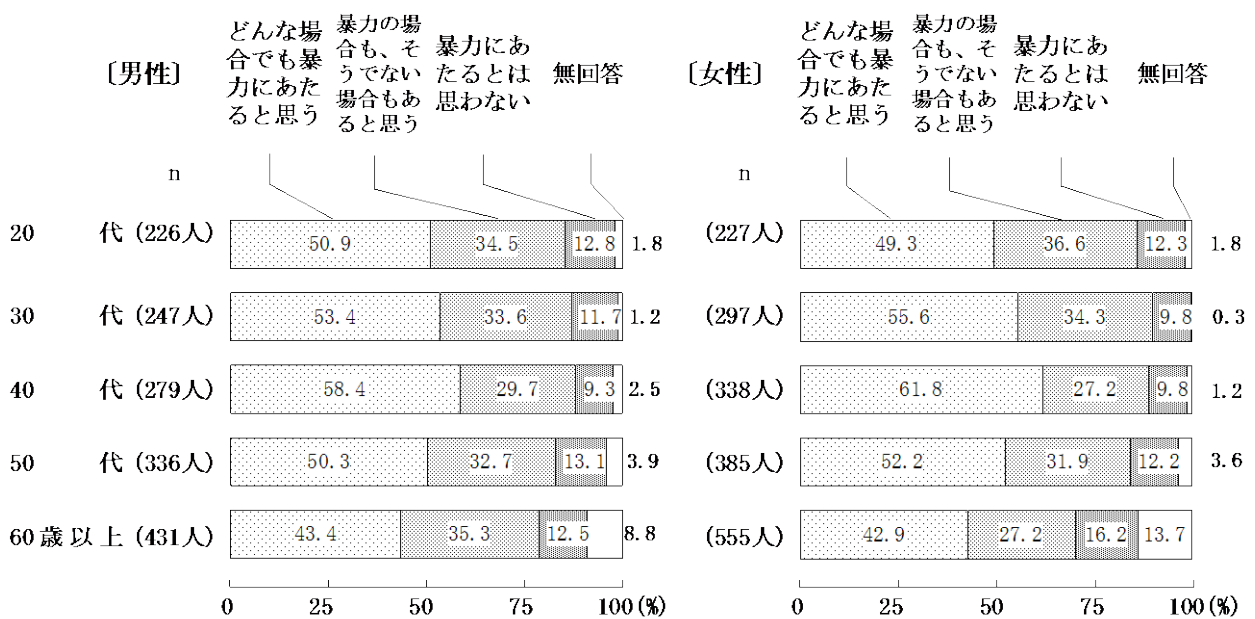


“見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる”ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人は、男女とも40代（男性58.4%、女性61.8%）で最も多く、6割前後となっている（図2-4-15）。

これに対して、60歳以上の女性では「暴力にあたるとは思わない」という人が16.2%と、他の性・年齢層に比べて多くなっている。

図2-4-15 夫婦間暴力と認識される行為

— “見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる”（性・年齢別）

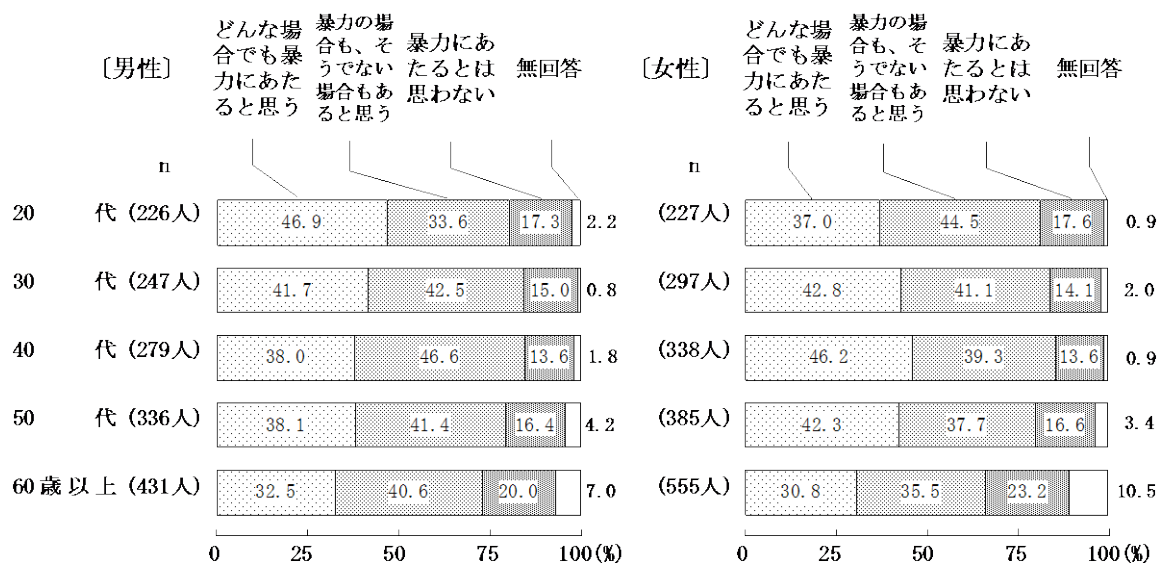


“何を言っても長期間無視し続ける”ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人は、男女ともいずれの年齢層でも半数に満たないが、20代（男性46.9%、女性37.0%）では女性より男性に、40代（同38.0%、46.2%）と50代（同38.1%、42.3%）では男性より女性に、それぞれ暴力としての認識が強くなっている（図2-4-16）。

男性の40代の半数近くは、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」（46.6%）と答えている。

一方、男女とも60歳以上の年齢層では「暴力にあたるとは思わない」（同20.0%、23.2%）という人が2割以上と、暴力としての認識が低い。

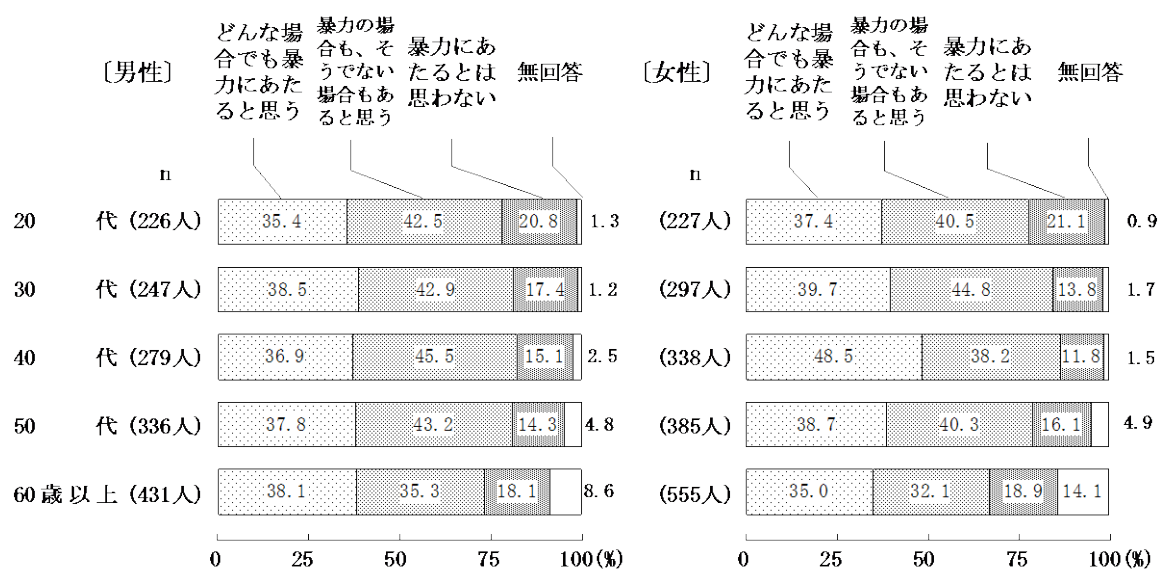
図2-4-16 夫婦間暴力と認識される行為—“何を言っても長期間無視し続ける”
(性・年齢別)



“交友関係や電話を細かく監視する” ことについては（図2-4-17）、女性の40代では「どんな場合でも暴力にあたると思う」（48.5%）と考える人が5割近くとなっているが、その他の性・年齢層では「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」とほぼ同率か、「そうでない場合もあると思う」と考える人の方が多くなっている。

「暴力にあたるとは思わない」と考える人は、20代の男女（男性20.8%、女性21.1%）と30代の男性（17.4%）、60歳以上の男女（男性18.1%、女性18.9%）で、それぞれ2割前後である。

図2-4-17 夫婦間暴力と認識される行為— “交友関係や電話を細かく監視する”
(性・年齢別)



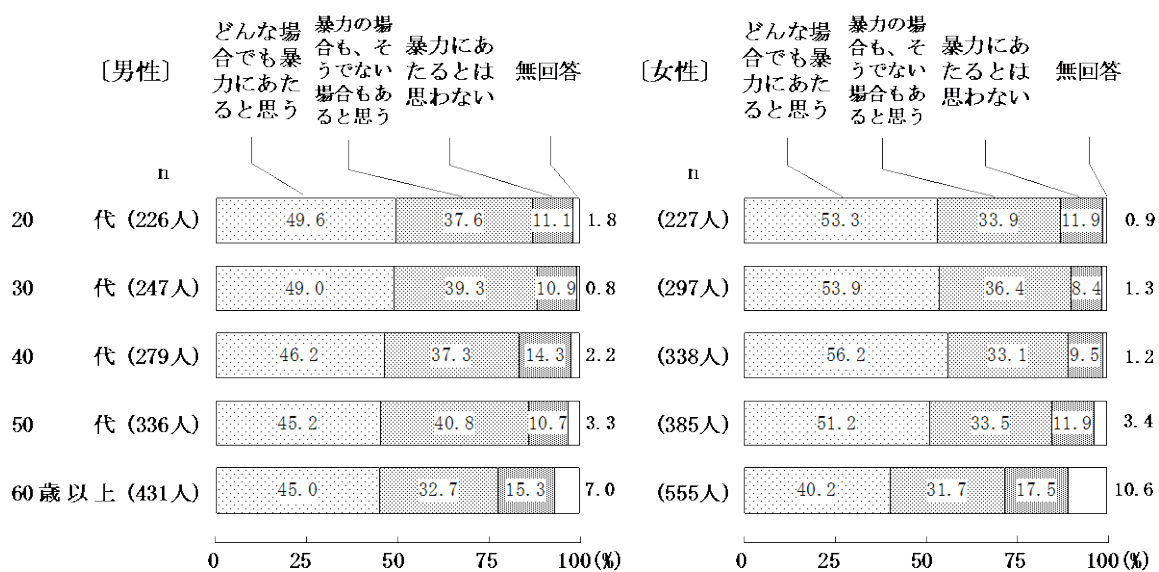
“「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う”ことを「どんな場合でも暴力にあたると思う」人は、女性の50代まででは半数を上回っているが、男性ではいずれの年齢層でも半数に満たない（図2-4-18）。

一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人は、男性の50代までと女性の30代で4割前後となっている。

「暴力にあたるとは思わない」と考える人は、男女とも60歳以上（男性15.3%、女性17.5%）の年齢層で他の性・年齢層よりやや多くなっている。

図2-4-18 夫婦間暴力と認識される行為

— “誰のおかげで生活できるんだ”とか、“かいしょうなし”と言う”（性・年齢別）

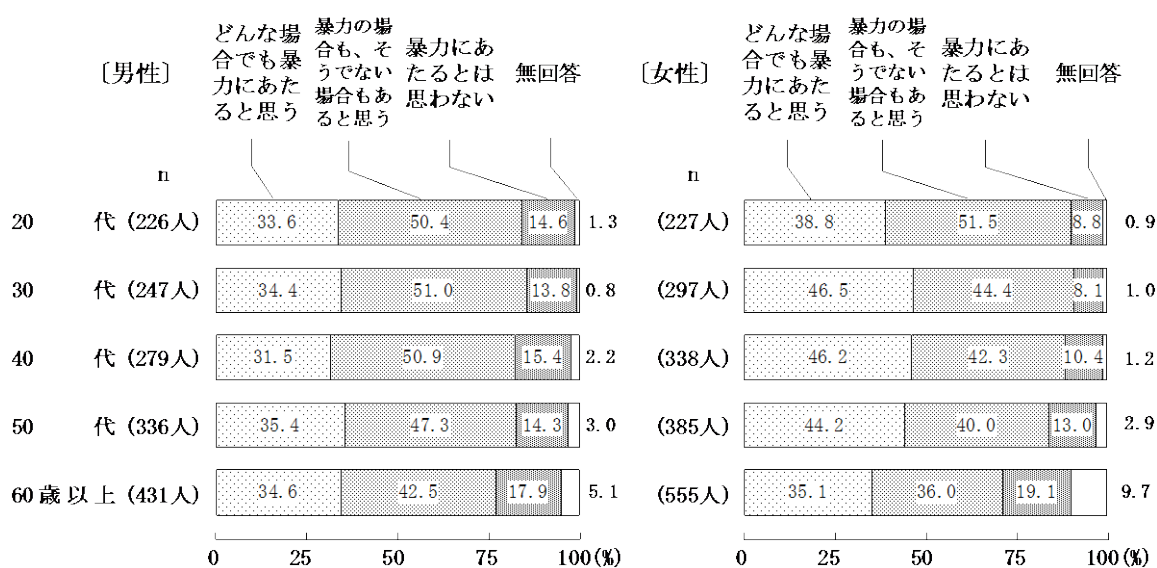


“大声でどなる”ことは、女性の40代と50代では「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人が「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人を上回っているが、30代ではどちらも4割台でほぼ同率となり、20代では「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人（51.5%）が過半数で「どんな場合でも暴力にあたると思う」（38.8%）という人を上回っている（図2-4-19）。

一方、男性では、いずれの年齢層でも「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」人が、「どんな場合でも暴力にあたると思う」より多くなっている。

「暴力にあたるとは思わない」と考える人は、男女とも60歳以上（男性17.9%、女性19.1%）の年齢層で2割近い。

図2-4-19 夫婦間暴力と認識される行為—“大声でどなる”（性・年齢別）



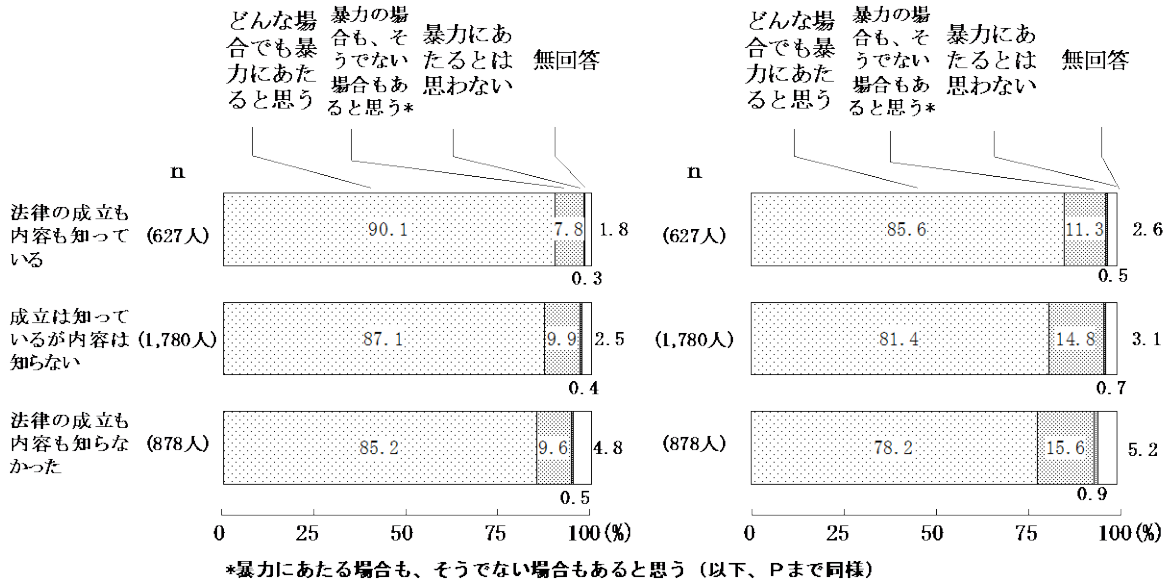
さらに、それぞれの行為に対する認識を配偶者暴力防止法の周知度別にみると（図2-4-20）、いずれの行為についても、周知度が高い人に「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答える人が多くなっているが、“骨折させる”“打ち身や切り傷などのケガをさせる”“刃物などを突きつけて、おどす”“身体を傷つける可能性のある物でなぐる”“突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする”“足でける”といった6つの行為については、法律の成立も内容も知らなかった人でもほぼ8割以上が「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答して暴力としての認識が強く、法律の周知度による差は小さい。

一方、その他の行為については、法律の成立も内容も知っている人では約半数から8割近くが、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答しているのに対して、成立は知っているが内容は知らない人や成立も内容も知らない人では、“何を言って長期間無視し続ける”“交友関係や電話を細かく監視する”“大声でどなる”などの行為について、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」という人が「どんな場合でも暴力にあたると思う」という人より多く、周知度による差が大きい。

図2-4-20 夫婦間暴力と認識される行為（配偶者暴力防止法の周知度別）

A 骨折させる

B 打ち身や切傷などのケガをさせる



C 刃物などを突きつけて、おどす

D 身体を傷つける可能性のある物でなぐる

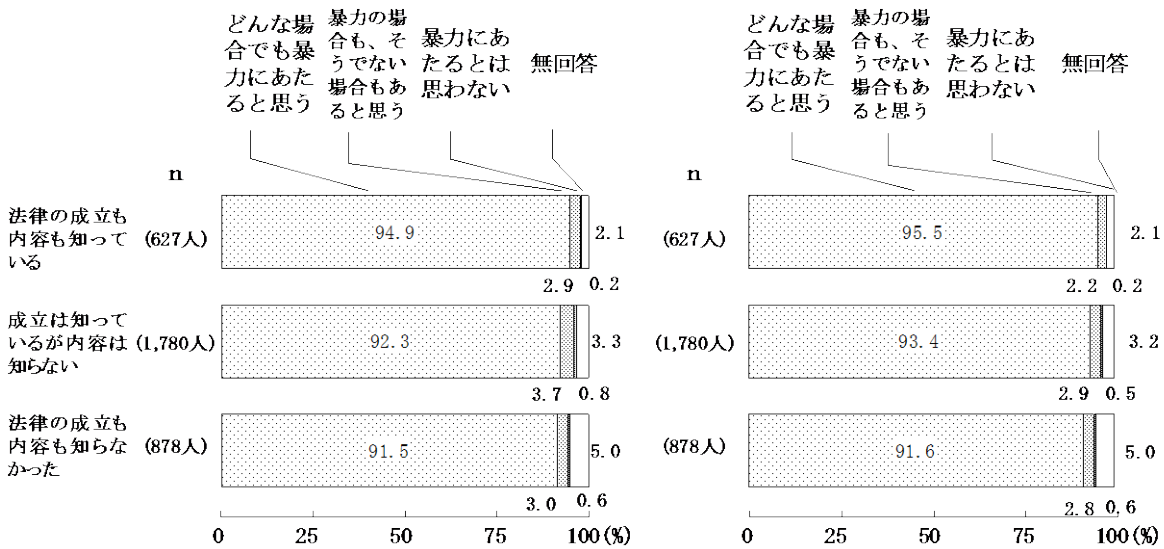
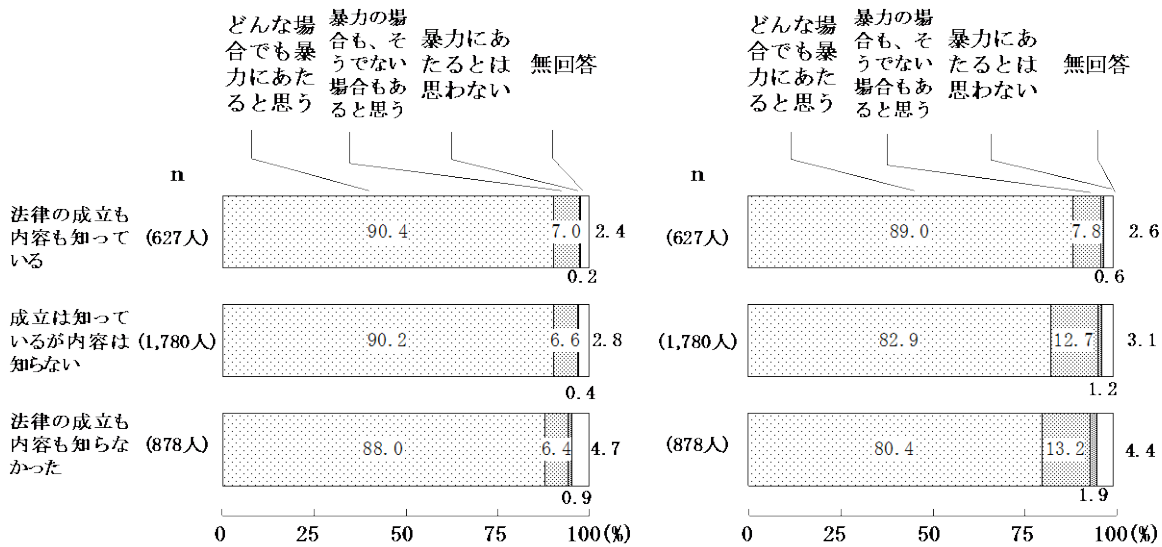


図2-4-20・つづき

E 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする

F 足でける



G 物を投げつける

H 平手で打つ

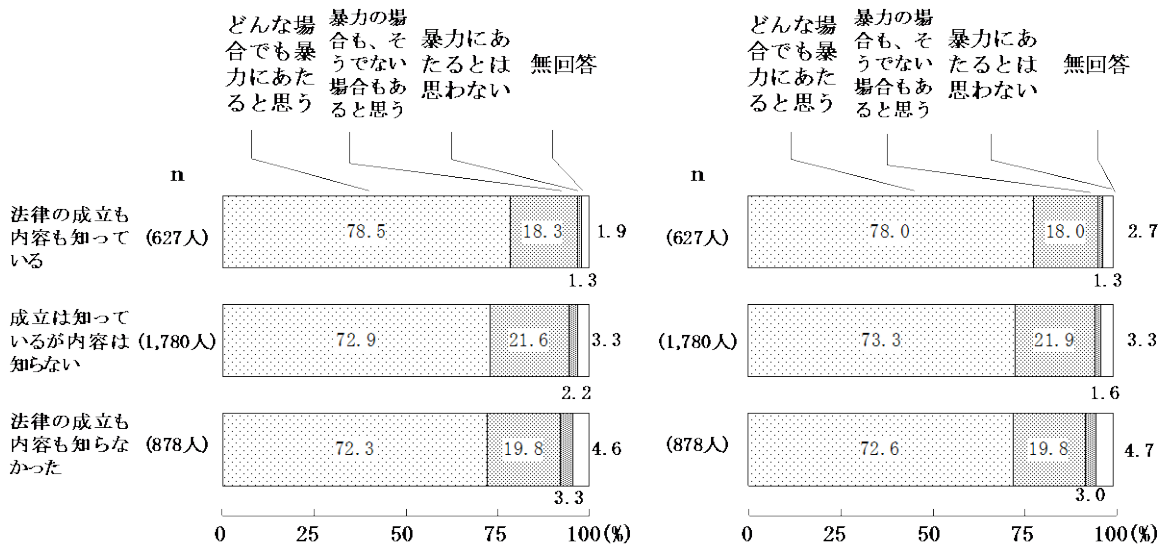
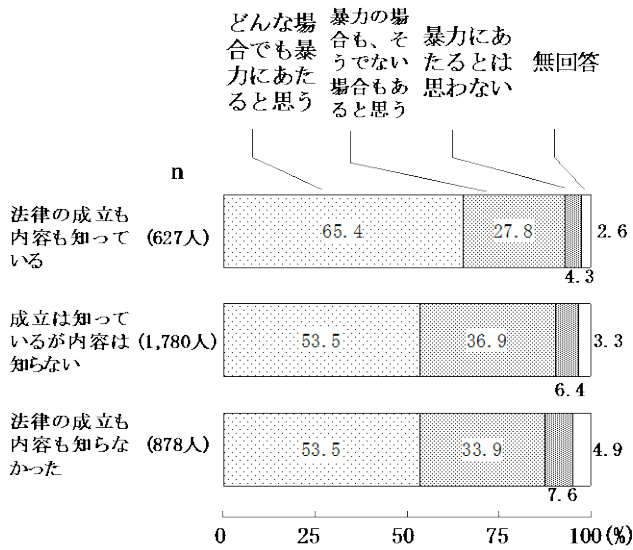
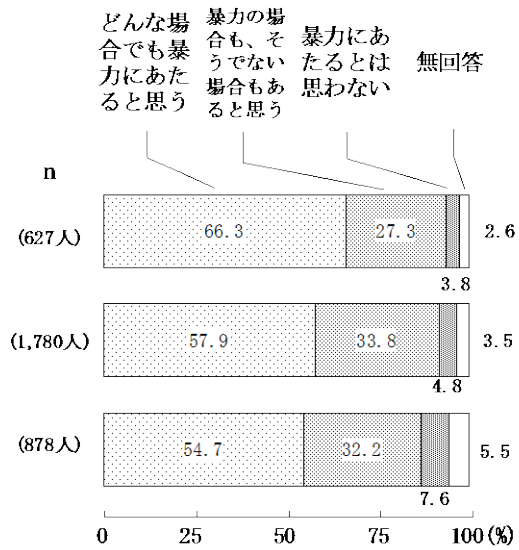


図2-4-20・つづき

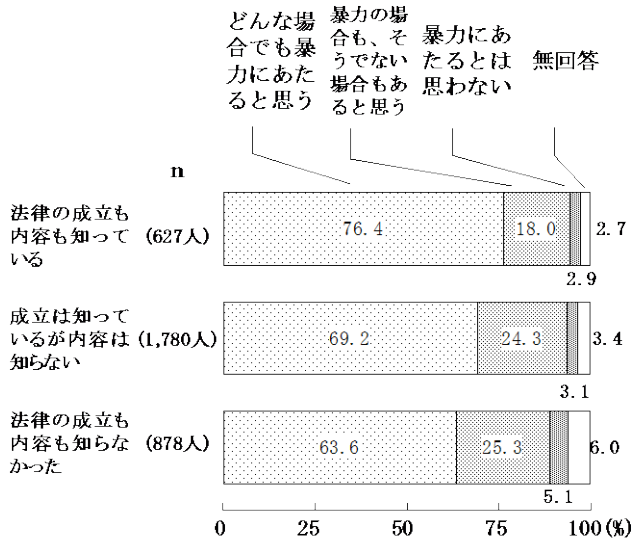
I ながるふりをして、おどす



J ドアをけったり、壁に物を投げつけたりして、おどす



K いやがっているのに性的な行為を強要する



L 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

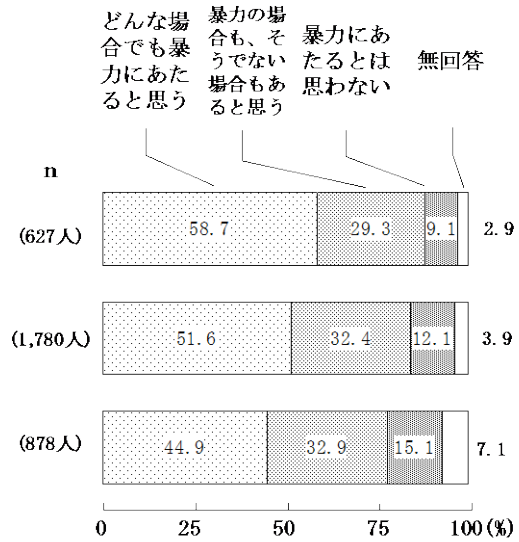
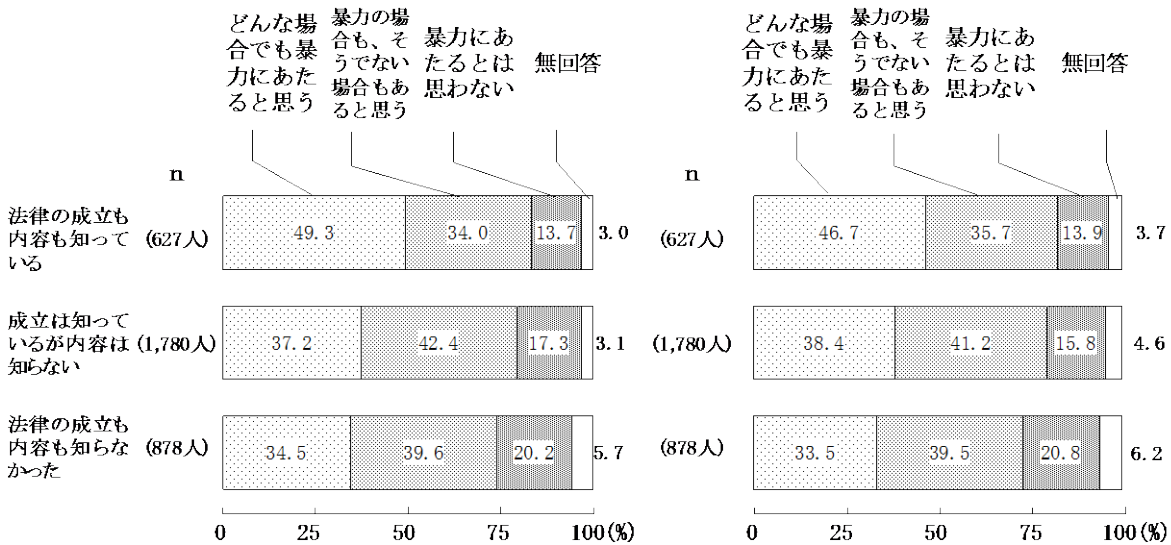


図2-4-20・つづき

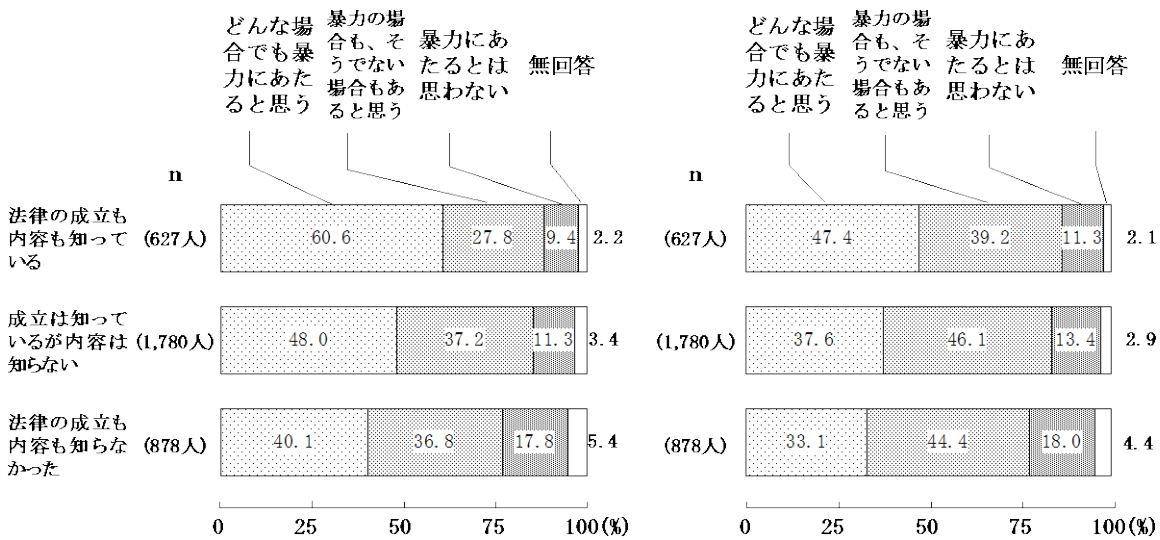
M 何を言っても長期間無視し続ける

N 交友関係や電話を細かく監視する



O 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う

P 大声でどなる



(5) 公的機関等の関与の必要性についての意識

4つの行為をあげて、それぞれが夫婦の間で行われた場合、警察や公的な機関などが解決のためにかかわるべきだと思うかを聞いた（図2-5-1）。

“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”ことについては、95.9%が「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と答えている。

次いで“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”と“医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうける”についても、9割前後が「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」（「治療が必要」91.1%、「ひんぱんにうける」87.4%）と答えている。

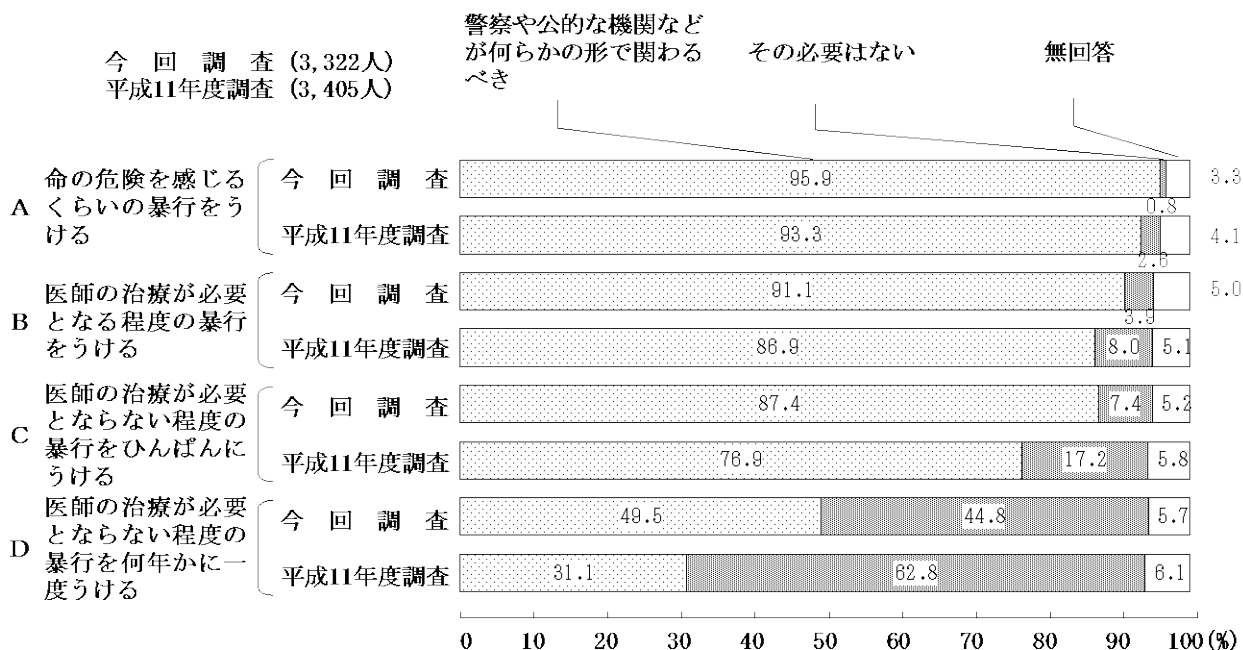
これに対して、“医師の治療が必要とされない程度の暴行を何年かに一度うける”ことについて、「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」（49.5%）と考える人はほぼ半数にとどまり、44.8%は「その必要はない」と答えている。

平成11年度「男女間における暴力に関する調査」と比較すると、“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”と“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”は、平成11年度調査でも「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」という人が9割前後と多かったため、警察や公的な機関の関与を支持する意見の増加率は小さいが、“医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては、76.9%から87.4%と関与を支持する人が11ポイント増加している。

また、“医師の治療が必要とされない程度の暴行を何年かに一度うける”ことについても、「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と答えた関与を支持する人が31.1%から49.5%と、18ポイント増加している。

問8 あなたは、次のようなことが夫婦の間で行われた場合、警察や公的な機関などが、解決に向けてかかわるべきだと思いますか。AからDのそれぞれについて、あなたの考えに近い番号に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

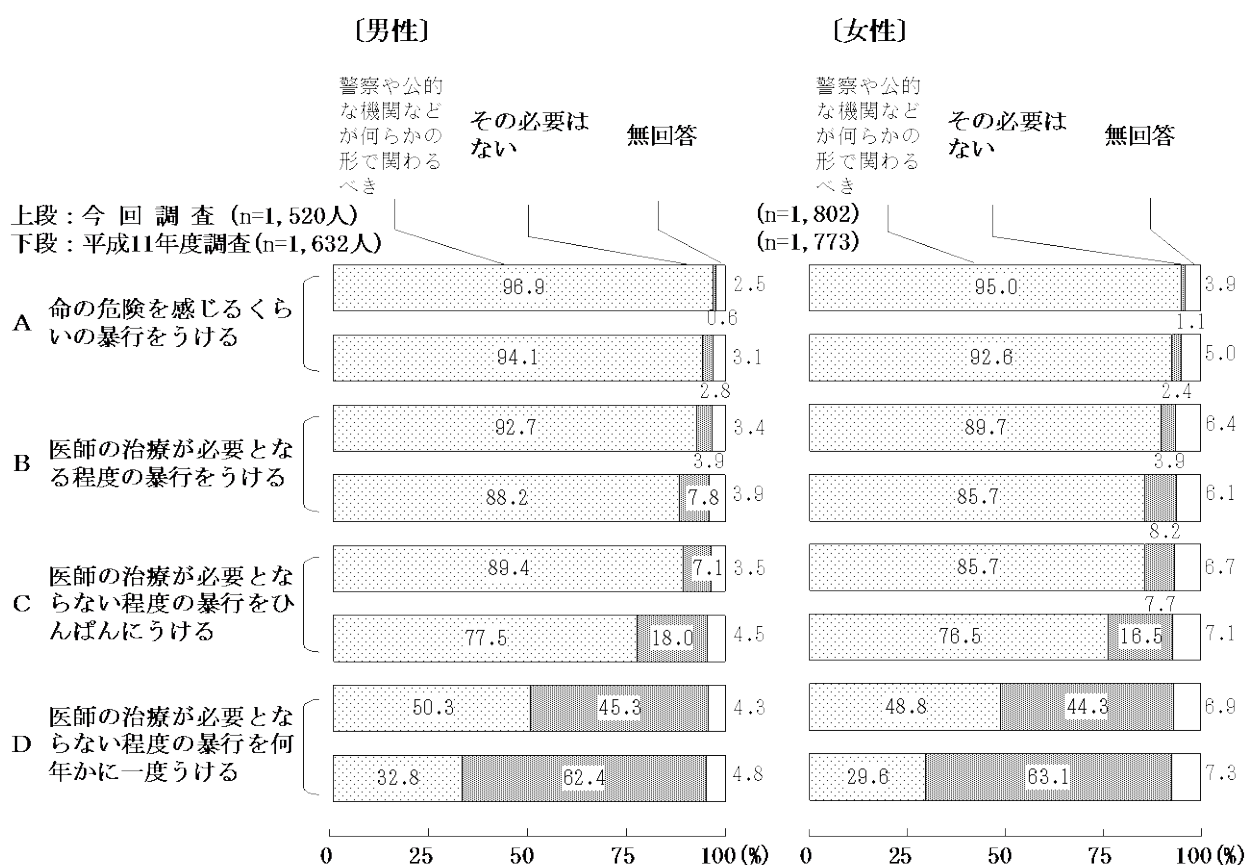
図2-5-1 公的機関等の関与の必要性



男女別にみると（図2-5-2）、4つの行為に警察や公的な機関などがかかわることについての意識に大きな男女差はみられず、“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”“医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては、男女とも「何らかの形でかかわるべき」であるという人が多数を占めている。一方、“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける”ことについては、「かかわるべき」（男性50.3%、女性48.8%）と考える人と、「その必要はない」（同45.3%、44.3%）という人の差が5ポイント程度と小さくなっている。

平成11年度調査と比較すると、いずれの行為についても警察や公的な機関の関与を支持する意識が平成11年度より男女とも強くなっており、“医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては10ポイント前後、“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける”ことには20ポイント近く、「何らかの形でかかわるべき」であるという人が増加している。

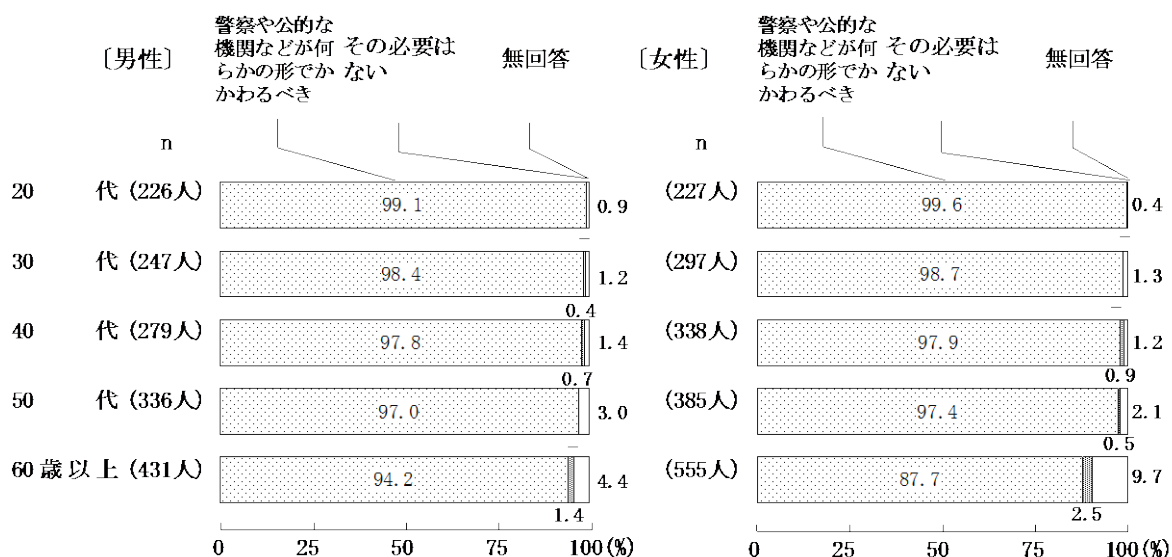
図2-5-2 公的機関等の関与の必要性（男女別）



それぞれの行為について、性・年齢別にみていく。

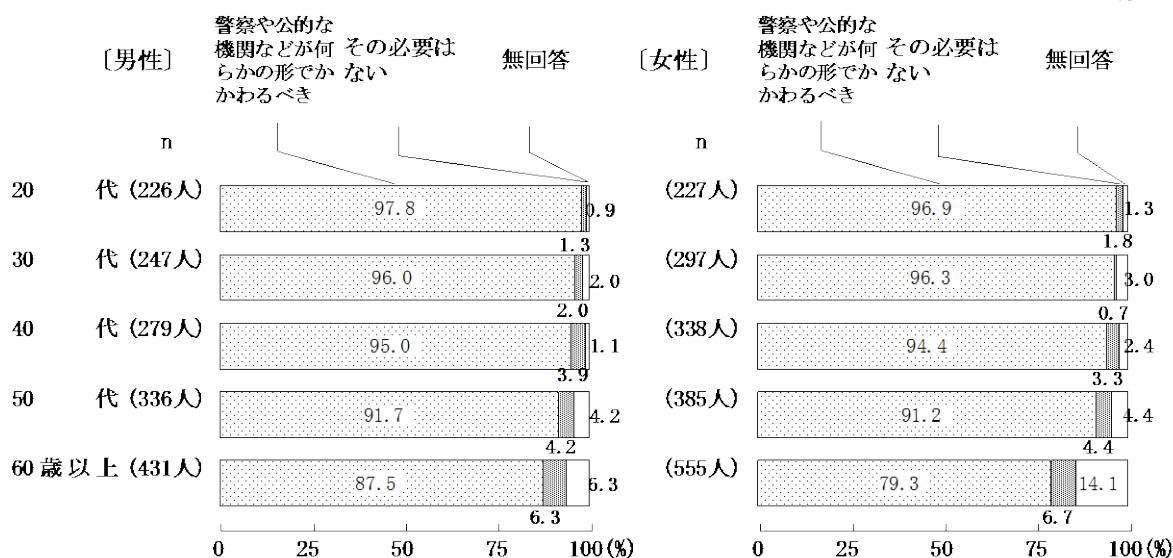
“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”を性・年齢別にみると（図2-5-3）、男女ともいずれの年齢層でも、「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と考える人が、9割弱から全数近くを占めている。

図2-5-3 公的機関等の関与の必要性－“命の危険を感じるくらいの暴行をうける”
(性・年齢別)



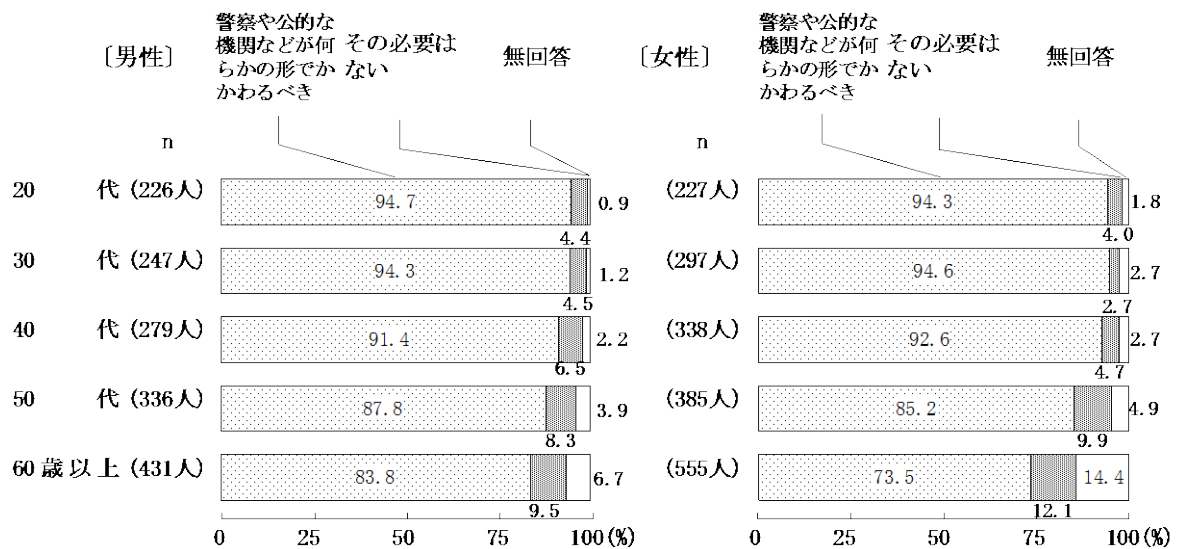
“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”ことについても（図2-5-4）、男女とも「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と考える人が多数を占める。

図2-5-4 公的機関等の関与の必要性－“医師の治療が必要となる程度の暴行をうける”
(性・年齢別)



“医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうける” ことについても（図2-5-5）、男女とも「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と考える人が多数を占めているが、60歳以上の女性で73.5%と、他の性・年齢層に比べて10ポイント以上低くなっており、「その必要はない」（12.1%）と考える人が1割を上回っている。

図2-5-5 公的機関等の関与の必要性— “医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうける”（性・年齢別）

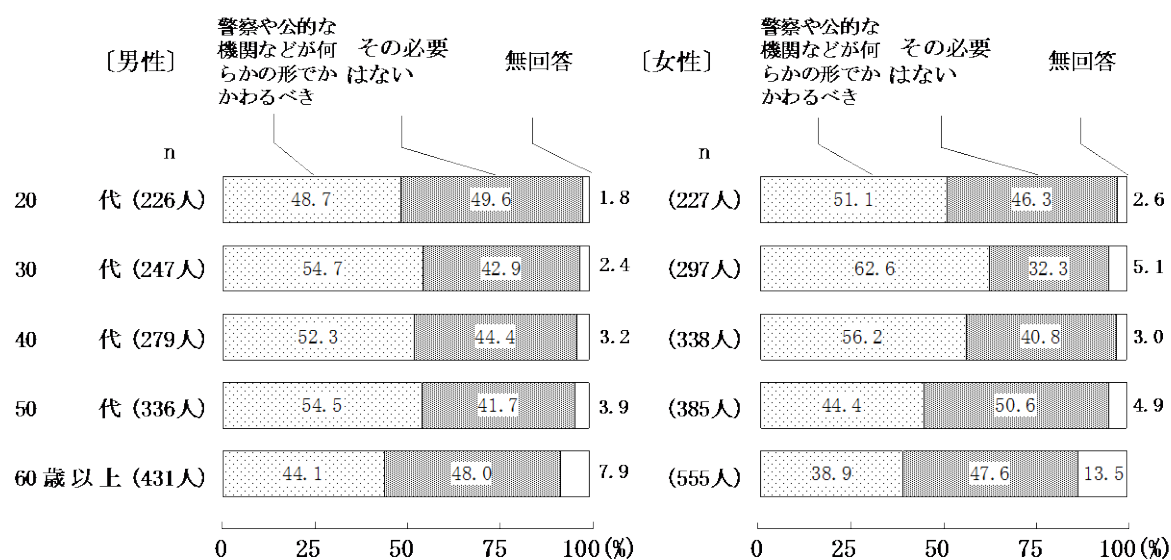


“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける” ことについては（図 2-5-6）、男性の 30 代～50 代で、「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」と考える人が「その必要はない」という人を 10 ポイント前後上回っているが、20 代と 60 歳以上ではほぼ同率となっている。

一方、女性では、30 代で「何らかの形でかかわるべき」（62.6%）という人が 6 割強と、他の性・年齢層に比べ多くなっているが、40 代から高齢になるに従い、「その必要はない」とする人が多くなり、60 歳以上（47.6%）では「かかわるべき」（38.9%）という人を 9 ポイント上回っている。

また、女性の 20 代でも、同世代の男性同様、「かかわるべき」（51.1%）という人が 5 割強で、「その必要はない」（46.3%）と考える人との差が小さくなっている。

図 2-5-6 公的機関等の関与の必要性－“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける”（性・年齢別）



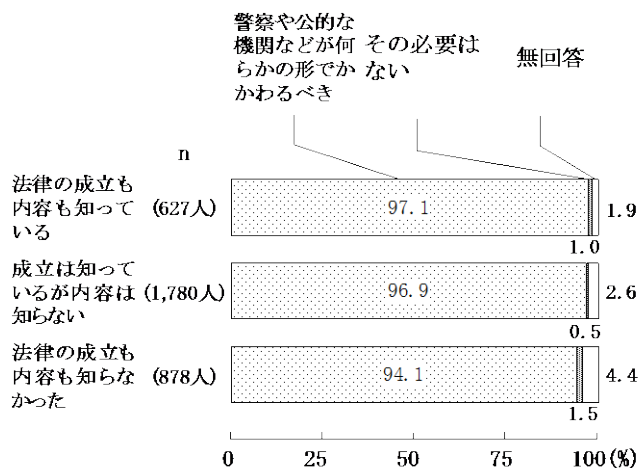
さらに、配偶者暴力防止法の周知度別にみると（図2-5-7）、「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」と「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」は、周知度による差がなく、「警察や公的な機関などが何らかの形でかかわるべき」という人が多数を占めている。

“医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんにうける”行為については、法律の成立を知っている人では「かかわるべき」（内容も知っている91.7%、内容は知らない89.1%）と考える人が9割前後であるが、法律の成立も内容も知らない人（82.0%）では8割強で、1割は「その必要はない」（10.8%）と考えている。

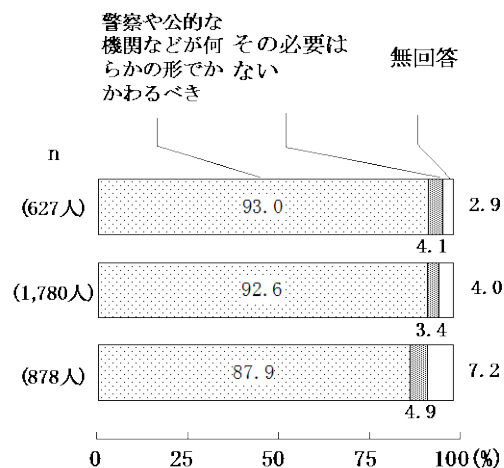
“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける”ことに対しては、法律の周知度が高い人ほど「かかわるべき」と考える人がやや多くなる傾向があるが、法律の成立も内容も知っている人でも6割弱（54.7%）にとどまり、4割強は「その必要はない」（41.5%）と考えている。

図2-5-7 公的機関等の関与の必要性（配偶者暴力防止法の周知度別）

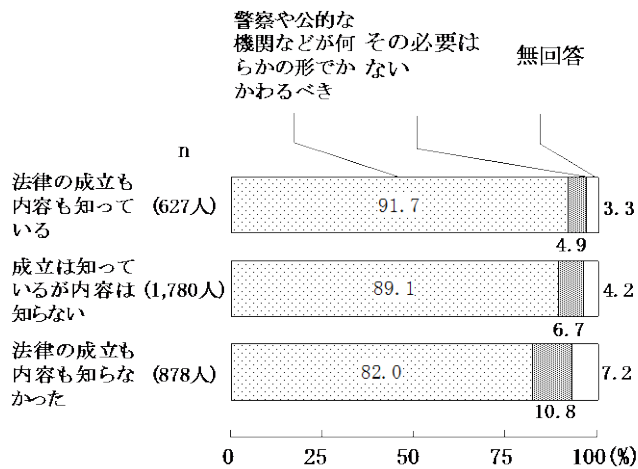
A 命の危険を感じるくらいの暴行をうける



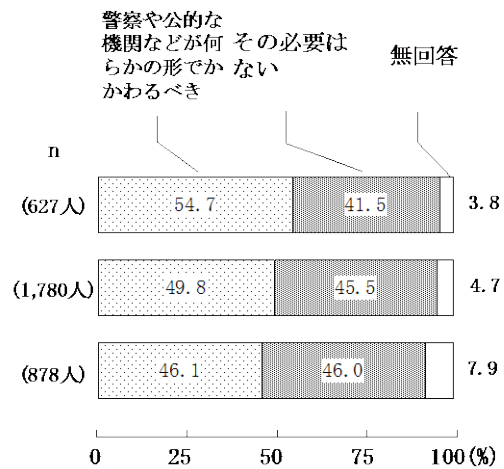
B 医師の治療が必要となる程度の暴行をうける



C 医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんにうける



D 医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに一度うける

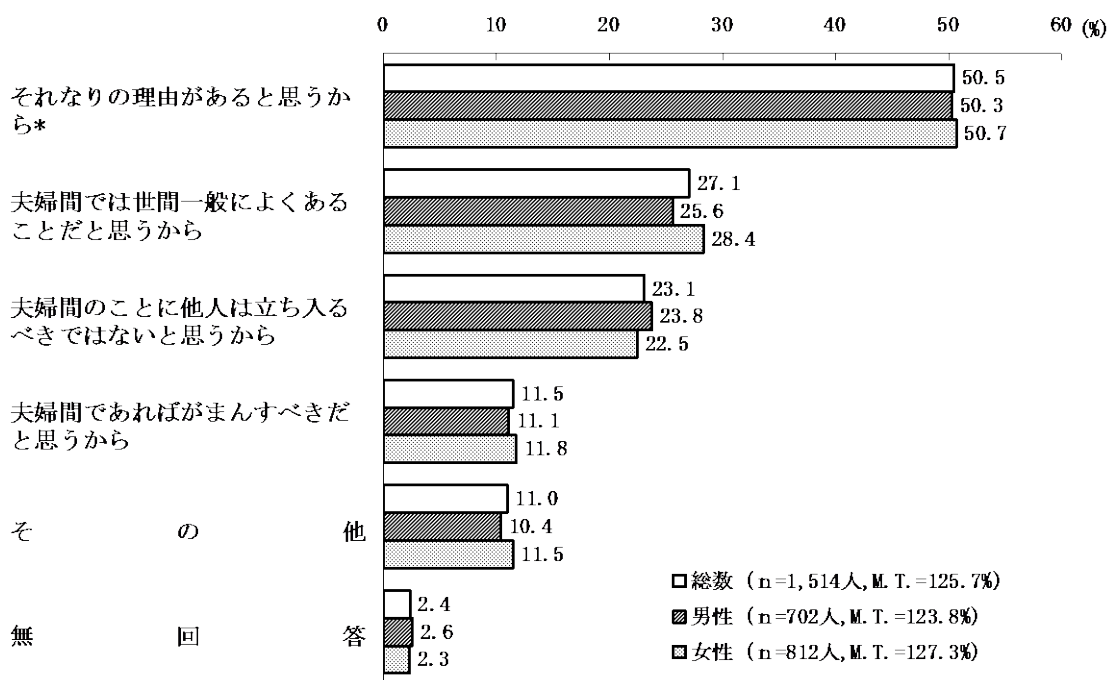


さきに聞いた夫婦間での4つの行為のうち1つに対してでも、警察や公的機関が関与する「必要はない」と答えた人(1,514人)が、必要でないとする理由としては(図2-5-8)、「夫婦間であろうとなかろうと、暴行をうけるのは、それなりの理由があると思うから」が50.5%で目立って多くあげられ、以下「夫婦間では世間一般によくあることだと思うから」(27.1%)と「夫婦間のことに他人は立ち入るべきではないと思うから」(23.1%)が2割台、「夫婦間であればがまんすべきだと思うから」(11.5%)が1割強となっている。

男女別にみても、大きな差はみられない(図2-5-8)。

【問8のAからDのうち、どれか1つでも「2その必要はない」と回答した方にお聞きします。】
 付問 あなたがこのような考える理由は何ですか。あなたの考えに近い番号をいくつでもお選びください。(〇はいくつでも)

図2-5-8 公的機関等が関与しなくてもよい理由

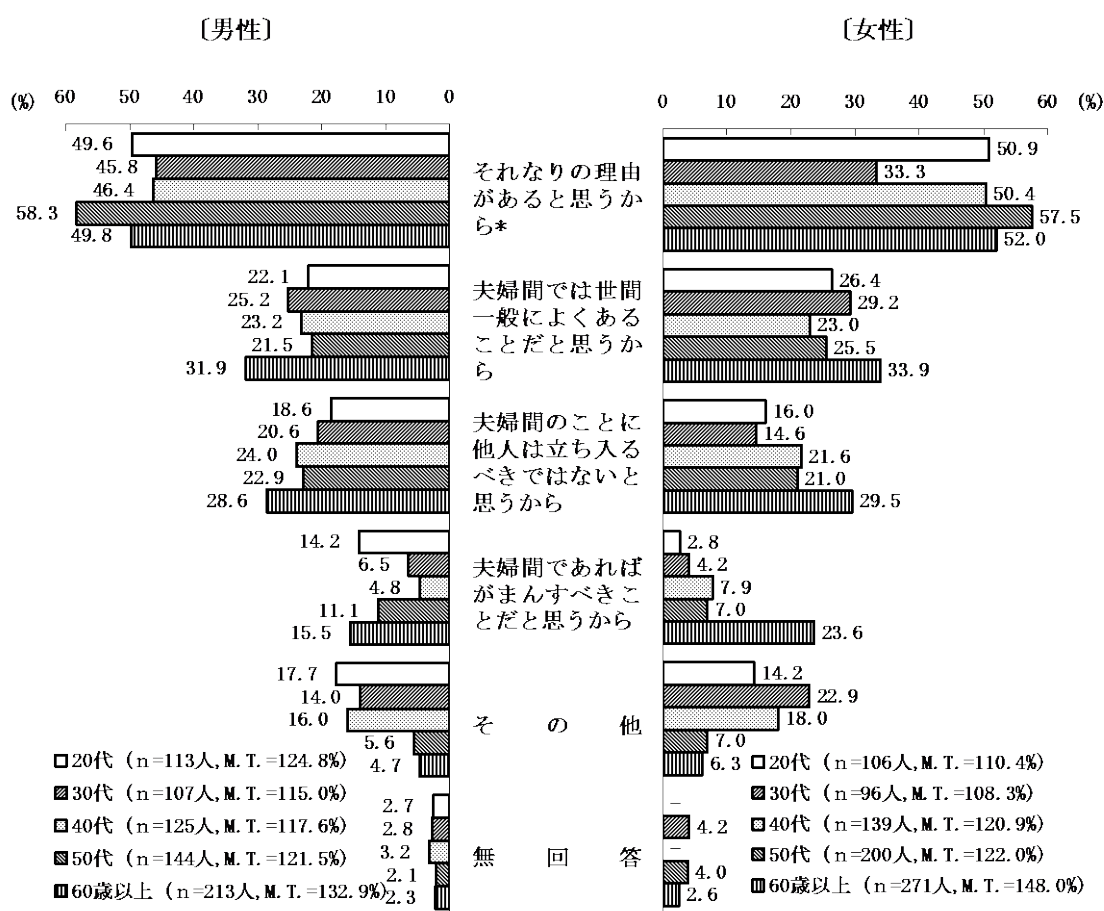


*夫婦間であろうとなかろうと、暴行をうけるのは、それなりの理由があると思うから

性・年齢別にみると（図2-5-9）、「夫婦間であろうとなかろうと、暴行をうけるのは、それなりの理由があると思うから」は、男女とも50代（男性58.3%、女性57.5%）で6割弱と、他の性・年齢層より多くあげられている。

また、男女とも60歳以上の年齢層で、「夫婦間では世間一般によくあることだと思うから」（同31.9%、33.9%）と「夫婦間のことに他人は立ち入るべきではないと思うから」（同28.6%、29.5%）が3割前後と、比較的多くあげられている。女性の60歳以上では、「夫婦間であればがまんすべきことだと思うから」（23.6%）という人も、他の性・年齢層より8ポイント以上多くあげられ、特に女性の他の年齢層との差が大きくなっている。

図2-5-9 公的機関等が関与しなくてもよい理由（性・年齢別）



*夫婦間であろうとなかろうと、暴行をうけるのは、それなりの理由があると思うから